

令和4年9月8日（木曜日）

令和4年度南三陸町議会9月会議会議録

（第3日目）

令和4年9月8日（木曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
総務課長	及川明君
企画課長	佐藤宏明君

行政 管理 課 長	岩 淵 武 久 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 正 文 君
農 林 水 産 課 長	千 葉 啓 君
建 設 課 長	及 川 幸 弘 君

教育委員会部局

教 育 長	齊 藤 明 君
教育委員会事務局長	芳 賀 洋 子 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	男 澤 知 樹 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	及 川 明 君
-------	---------

事務局職員出席者

事 務 局 長	男 澤 知 樹
主 幹 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	畠 山 貴 博
主 事	山 内 舞 祐

議事日程 第3号

令和4年9月8日（木曜日）

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第20号 南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定
について
- 第 5 議案第21号 南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第22号 南三陸町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第23号 工事請負変更契約の締結について
- 第 8 議案第24号 工事請負変更契約の締結について

- 第 9 議案第 25 号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 10 議案第 26 号 財産の取得について
 - 第 11 議案第 27 号 町道路線の変更について
 - 第 12 議案第 28 号 字の区域の変更について
 - 第 13 議案第 29 号 字の区域の変更について
 - 第 14 議案第 30 号 字の区域の変更について
 - 第 15 議案第 31 号 字の区域の変更について
 - 第 16 議案第 32 号 南三陸町過疎地域持続的発展計画の変更について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 16 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

定例会議3日目となりました。どうぞ本日もよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、本会議を再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、11番三浦清人君、12番菅原辰雄君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の会議の説明のための出席者につきましては、御手元に配付したとおりであります。

次に、お手元に配付したとおり、当局から、議案第20号の議案説明に当たり追加資料を配付願いたい旨の申入れがありました。この資料を配付することについては、議長においてこれを了としております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告6番後藤伸太郎君。質問件名1、不祥事の反省・教訓をどう生かすか。2、まち協アンケートについて。3、後期高齢者医療、窓口2割負担について。以上3件について、後藤伸太郎君の登壇、発言を許します。6番後藤伸太郎君。

〔6番 後藤伸太郎君 登壇〕

○6番（後藤伸太郎君） おはようございます。

ただいま議長から許可をいただきましたので、壇上より一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

今回は3件ありますが、壇上からは1件目、不祥事の反省・教訓をどう生かすかということについて、町長にお伺いしたいというふうに思います。

通告書を読み上げる前に、せっかく演台におりますので、この壇上からぜひ職員の皆さんにお伝えしたいことがあります。少し長くなるかもしれませんが、お聞きいただければと思います。

まず、私がこの議会に身を置くようになってもうすぐ9年になります。その間に数多くの不祥事の報告を受けてまいりました。誰しもミスはあります。未来永劫、絶対に不祥事が起きない町というものはあり得ないというふうに思います。しかしながら、ミスが起こるたびに繰り返されてきた「おわび申し上げます」という謝罪の言葉、そして「再発防止策を徹底してまいります」という言葉、これがむなしく響くこの現状は変えていかなくてはなりません。

ミスが起きるのは仕方がないとしても、問題が大きくなり過ぎています。この後、過去の話をござつと振り返ってみますが、動いたお金の額は2億5,000万円を超えます。議会が見つけたものはありませんので偉そうなことは言えないんですけれども、町民として不名誉なことがこれ以上続くことは耐えられません。思い出してください、11年前のこの町を襲った悲劇を。職員の方々も多くが犠牲となりました。天上から見守っていただいているその皆さんのためにも、このままでいいわけがありません。

一方で、この町をここまで復興させてきた大きな力の一翼を担ってきたのは、紛れもなく現職員の皆さんです。町長はよく、みんなはスーパーマンだというお話をされます。この11年の間に共に仕事をしてきた派遣職員の皆さんも、きっとこの町のことを見ていると思います。信頼回復のためにもう一度立ち上がってください。生まれ変わってください。皆さん自身を復興させてください。

それでは、通告の内容に移りたいと思います。

ただいまも申し上げましたが、数年前から行政の中で様々な不祥事が頻発しております。議員として町民として非常に残念に思っております。例を挙げれば、住宅使用料未請求問題、町税の誤賦課問題、消防防災施設不適切事務問題、町補助金不正流用問題など、平成29年度から数多くの不祥事が続いており、行政に対する町民の信頼は地に落ちていると言っても過言ではないのかもしれませんが。組織をどう立て直すのか伺います。

1つ目として、訓示や研修はどのような効果を上げているのでしょうか。2つ目として、再発防止策は徹底されていますでしょうか。3つ目として、新しく設置された行政管理課のここまでの取組と成果をお伺いします。4つ目として、町民との交渉が必要な事案では誠意を

尽くしているか伺います。最後、5つ目として、庁舎内の明るい雰囲気づくりも必要ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、後藤伸太郎議員の1件目の御質問であります。不祥事の反省・教訓をどう生かすかということについてお答えをさせていただきたいと思えます。

1点目の御質問、訓示や研修の効果についてであります。御指摘のとおり平成29年度から不適正な事務処理事案が続いております。平成30年7月には、医療職及び派遣職員を除いた全職員に対し訓示を行いました。また、再発防止策の一環として、平成30年度から階層別の職員研修やサービス研修を実施し、綱紀粛正に努めてまいりましたが、不適正な事務処理事案が続く現状に鑑みれば、狙った効果が得られたとは言い難いところではないかと思っております。

次に、2点目の御質問、再発防止策の徹底についてであります。通告3番伊藤俊議員の一般質問で答弁しておりますとおり、文書事務等の仕組みの見直しや法令の具体的解釈の共有について、庁内グループウェアを用いた全庁周知により共有を図っております。また、昨年度実施をいたしましたサービス研修において、過去の不適正な事務処理事案の内容を具体例として今後の再発防止策を所属ごとに検討し、取り組んできたところであります。

今回発生した懲戒処分事案の発生要因に、職場内での情報共有や連携体制が不足していたことから、今後は所属内連携を確保する上で職場環境の改善にも努めていきたいと考えております。

次に、御質問の3点目、行政管理課のここまでの取組と成果についてお答えしますが、まず、不適切な事務処理への対策として、補助金の交付や契約といった支出負担行為の事務手続に対し、事前に行政管理課においても確認することとし、チェック体制を強化しているところであります。

また、本庁事務事業に関する一般の方向けの相談窓口「おらほの相談窓口」及び職員向けの相談窓口「ヘルプライン」を設置し、問題の早期発見、解決に努めるとともに、リスクの軽減、適正な事務執行の確立に向け取り組んでいるところであります。

さらには、働き方改革の一環として、職員の旧姓使用制度を新たに導入したほか、いわゆるノー残業デーを設定し、働きやすい職場環境づくりを図るなどしてありまして、また、町が

債権者に当たる公共料金について自動口座振替の仕組みを取り入れるなどしながら、事務の効率化を進めているところであります。

4点目の御質問であります。町民との交渉に誠意を尽くしているかということについてありますが、住民サービスを提供する上で、相手方がどのような問題を抱え、何を望んでいるか、そこに対して法的解釈や制度運用でどのような解決策があるかを検討するのが我々行政の仕事であると考えております。そのため、住民の心情を理解した対応を取ることは業務の基本であり、分かりやすく丁寧な説明をすることで、相手方に誤解を与えないような対応に努めていきたいと考えております。

最後に、5点目の御質問です。庁舎内の明るい雰囲気づくりについてであります。町役場が住民生活に身近な行政サービスを運営する組織である以上、住民が来やすい場所にするため、また職員間で円滑なコミュニケーションを推進していく上で、庁舎内における雰囲気は非常に大きな要素であると考えております。基本的な礼儀励行のみならず、職場内コミュニケーションの活性化を図るための制度運用など、住民から信頼される行政運営を進めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 暑い方は脱衣を許可します。

後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは、自席から質問をさせていただきたいと思えます。

今、答弁の中にもちよいちよいありましたが、伊藤議員と内容が重なっているところもありますので、その辺は軽く進めていきたいなというふうに思えます。

まず、1点目、訓示や研修が効果を上げているのかということですが、やはり繰り返されているという現状を鑑みれば、はっきりとした効果が上がっているとは言い難いというのは仕方がないかなと思います。伊藤議員の質問の中でもありましたが、それまでにはなかった新しい研修を行っているということが何度か説明されてきたと思っております。その新しい研修、どれになるんでしょう。階層別の研修になるんですかね。こういうものは何回ぐらい行われているのか、そこをまず聞いてみたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 30年度以降という形になりますが、数々の不正事案が生じた際に階層別研修というのはほぼ毎年度の的にやっておりますが、階層別研修は庁舎内だけでやっているものだけでなく、県の研修所の階層別研修もございますし、そういったトータル的な部分でいえば毎年度やっていると。新しい取組ということではないんですが、昨年度、不正流

用事案が発生して、もうこれ以上同じような事案を出すことは避けなければならないというのは職員誰もが思っているところでございますが、これまで小さな不適切な事案、いわゆる懲戒処分に当たらない事案、そういったものも含めて全て職員にさらけ出して、なぜこういうことが起きたのか、起きないようにするためにどうすべきなのかといったような服務研修を、各所属ごと1か月間ぐらいかけてですが、行ったというのが比較的新しいものという研修なのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 再発防止策を様々やりますと。ただ、その発生した問題に照らして考えれば、今まで当たり前と言ってきたことが徹底されていなかったと。もう一度その基本に立ち返って、同じことを何度もやるんだというような話がありました。それはそれとして重要なことかなと思っているんですが、ただやっぱりここまで問題がたくさん起きていて、様々な人、様々な町民に迷惑をかけているというときに、新しい研修を年に、どうでしょうね、一般的なのとか、我々町民が素人で考えると、年に例えば4回とか、そういうのを繰り返し今まで10回も20回もやったんですよというふうになるのかなと思ったら、そうでもないということでもいいんですかね。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） これまでの事案を見ますと、どうしてももう基本的な部分、公務員としての基本的な姿勢に欠けた事案が多々多いという認識は総務課として感じております。回数を繰り返してやるよりは、自分たちで他人事にしないで自分事にすっかりすり替えてしっかりと考えてほしいという機会を創出しておりますので、その以降は各所属において情報共有の在り方であるとか、定期的に自らの所属の中でいろんなやり方を含めて考えながら、組織として情報共有、風通しも含めて図っていくのが本来のあるべき姿なのかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それならば、例えば研修を受けた方、または各課でコミュニケーションを取っていくということですが、その各課から、研修を受けた結果、私たちの事務のここを改善すべきだと思いますと自主的に、町長、こういうふうにやっていますのでよろしくお願ひしますというレポートが出たりとか、そういう申出があったりとか、自主的な改善案が出てきたり、そういうことはあるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 組織ごとのそういった取組を重点にという部分がありますので、前回の服務研修のときには、最後には組織として所属としてこういう問題が起きないためにどうすべきかというレポートは提出させていただいております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 一つ、言葉の問題かもしれませんが、提出させていただいておりますということになると、提出してねと言われて提出したのかなというふうに今思ったんですね。自分事になっていないじゃないですか、それだと。今までこういう問題があった、研修をする、訓示をする。そうだなと反省して、ここをもしかしたら見直せるかもしれないと。出しなさいよと言われるまでもなく、ここをちょっと変えたいんですけれどもどうですかというのがあって初めて、何ていうんでしょう、自浄作用というか、その先へ進むのかなと思うので、それはありますかという話をちょっと聞いたんですけれども、聞くのが怖くなってきましたけれども、ないと言われると非常に怖いのであれですが、もう一回聞いてみまじょうか。そのあたり、要は現実に不祥事が起こってしまっているの、訓示や研修の効果は大きいものではないというふうに言わざるを得ないかもしれませんが、一方でそういう着実な小さな成果も見えているんですよというふうにお答えいただきたいと思うんですが、そこは正直に、そういうことがあるのかなのか、もう一度だけ伺います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 成果という部分については、その研修を行った後にも同様の不祥事が生じている限りにおいて、成果が表れているというものはなかなか言えない状況かと思えます。それで諦めるわけにもいきませんので、引き続いてそういった事案を基にした研修は行っていくと。ただ、所属ごとのあえて風通しをよくするために、今日は総務課、昨日は企画課とか、そういったふうに分けていく理由も、組織内の風通しのよさという部分が非常に見えて少し欠けているのかなと。常に仕事上、自分の所属、いわゆる係事だけの話だけで人事のほうにいろんな形で相談事もございます。課としてどうなのかという答えがなかなか返ってこない状況から、恐らくもう少し情報共有も含めて風通しをよくしないと、実際の成果というものは出てこないのかなと思えます。ただ事案は事案の反省として、なぜ起きたか、公務員としてどうすべきなのかという部分の基本的な部分は引き続き徹底して研修を行っていく計画でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） なかなか質問したことに対して真っ向から返答が返ってきていない気

はするんですけれども、風通しのよさという話でいえば、フロアはあんなに風通しいのにな、職員の皆さんの心の中の風通しがよくないというのは非常に残念だなと思いますから、階級とか職責、何ていうんですか、階級ではないですね、階層、主事とか主査とかそういう肩書関係なく、町民の皆さんのためにこういうふうに変えていくべきだと思いますよというのがどんどん下から上がってくる状態が理想なのかなと思いますので、そこをしっかりと目指していただきたいなと思います。

2点目は再発防止策はどうかということなんですけれども、今伺ったこととほぼリンクしているのと、2日前も聞きましたので、ここに関してはほぼ聞くことないなと思っているんですが、今言った要は職員の皆さんの仕事に対する意識が変わっていくことが一つ成果だろうと思いますので、今不祥事が繰り返し起きてしまったから、再発防止策の成果としては上がっていないというお答えになると思います。それはある意味厳しい見方ですので、それは評価するに値する部分かなとも思うんですが、引き続き取り組んでいただきたいというふうに思います。

私の目から見たときには、上から、研修ですよ、行政管理課ができたのでチェック厳しくなりますよ、だからしっかりしなさい、こうぎゅぎゅっと締めつけて、その結果皆さんの手が縮こまって、役場に誰か町民の方が来たときに、また何か文句言われるのかなと、クレームがあってそれがまた問題になったどうしようみたいな、そういうおびえた仕事ぶりをされるのは逆に効果が上がっていない、逆方向に進んでいるんじゃないかなと思いますので、そのあたりはしっかり意を用いていただきたいなと思います。

行政管理課の3点目の話なんですけれども、まず、この4月に行政管理課が誕生して、8月1日からおらほの相談窓口というものができました。伊藤議員も聞いていましたけれども、相談件数、もしくはおらほの相談窓口ではなくてヘルプラインのほう、このあたりどのような活用のされ方、数としてどうなっていますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） お答えをいたします。

まず、一般の方々向けのおらほの相談窓口でございますが、8月末時点ということで御了解をいただきたいと思いますが、相談件数といたしましては9件受付をさせていただいてございます。また、庁舎内職員向けのヘルプラインにつきましては、同じく8月末現在で4件を受付させていただいているといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 町民の皆さんも意見を言うのって結構勇気が要ると思うんですね。何ていうか、自分がここはちょっと不満だなとか、何かちょっとおかしいんじゃないかと思ったことを言葉にして、その本人にちゃんと面と向かって伝えるというのは、これはなかなかハードルが高いと思います。対面して言うのが難しいので恐らくホームページ等からの申出が、相談が最多になっているんだろうと思いますが、ですので、やっぱりそれを改善しましたよと返事をするということが非常に大事だろうと思いますので、例えば改善につながった、ここがこう変わりましたよというような具体例等がこの1か月の間にあれば伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） おらほの相談窓口といった部分で申し上げれば、個別具体的内容につきましては相談をなされた方の特定といった部分にもつながりますので、なかなか掘り下げた御回答は申し上げられないんですが、一例を挙げますと、町の公共施設周辺の交通安全対策といったことについて若干不安を感じているといった御意見がございましたので、建設課の協力もいただきながら、物理的な交通安全というか、安心につながるような物理的な措置は対応させていただいたという実例がございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 行政管理課で行っている様々なチェックの強化等に関していうと、関係する方とかから伺ったんですが、その不祥事の内容が、補助金を出したらそれがちゃんと使われていなかったとか、行政の支出負担行為に対してもうちょっと目を届かせなければいけないということがあって、例えば補助金を出して、それで必要な資材とか、何かイベントというか、その補助金を使ってやる事業の様々な物品等を用意するときにカードで買う。今は当たり前だと思うんですけども、ネットで買う。ただポイントが別につけてくつければいいわけではないんですが、勝手についてきたりというようなことがあったりして、それが個人の資産の形成につながるんじゃないかと。そのカード駄目ですみたいな話をされたんですねという相談を受けたことがあるんですね。ただ、もちろん法的にどこまでがよくてどこまでが悪いのかという線引きは難しいとは思いますが、当たり前なんですよ、今カードで買う。カードで買わないほうが珍しいというか、なので、そういう実態とちょっと乖離した過度な締めつけがあると、逆に町民の皆さんからするとサービスが低下しているというふうに捉えられてしまうのではないかなと思うんですが、そのあたり、そういう過度な締めつけが行われていたりする事実はありませんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） ただいま御質問いただいた件は、本年の5月に当課で庁舎内に対して、町の補助事業者の方々における補助対象経費の支払い、それに当たっての留意事項ということでお示しをさせていただいた通知に起因する御質問なのだろうといった認識の下、回答させていただきたいと思います。

まず初めに、その通知の発出に至った経緯についてちょっと丁寧に御説明をさせていただきたいと思うんですが、検討のきっかけとして着眼点として大きくは2つでございます。1点目は、補助事業者に当たる法人その他の団体において、補助事業の実施に当たって社員等の個人の方のクレジットカードを用いて支払うと、そういったことの会計上の是非について着眼したと。2つ目は、団体あるいは個人を問わず、補助事業の実施に当たり、先ほど議員さんからもお話がございましたとおり、いわゆるポイントをどうするかといった取扱いでございます。

1点目につきましては、そもそもいわゆる立替払いといったことについては、本来の経理あるいは精算の事務といったものに照らせば、通常積極的に採用されるものではないんだろうと考えてございます。とりわけ直接に団体の会計を担当される方個人の名義である場合にありましては、補助事業の精算に当たりまして、当該団体の内部あるいは町の審査において、実際の支払いの事実あるいは正当性の立証等に困難があるといった場面も想定されると。そうしたことには留意をする必要があるだろうと。

2点目につきましては、そのポイントの部分なんですが、補助金が充当される決済手続においてポイントを取得すると。議員さん御指摘のとおり、いわゆる個人の財産形成につながるといった評価がなされることは適当ではないだろうといった考えによります。その趣旨は、過去に報道等もなされてございますが、いわゆる出張の際のマイル取得に同じでございます。

そうした点への着眼によって発した通知、あるいは取扱いでございますが、例えばですが、補助事業の実施に当たって物品等の購入にやむを得ずクレジットカードを用いなければならないと。想定されますのは、町内での物品取得が困難なのでインターネットを通じて物品を購入すると、そういった場合等が考えられますけれども、その際の支払いにカードを用いなければならないといった特別な事情がある場合については、個別に適否を判断できるように、そういった旨で通知では申し添えさせていただいておるといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 分かったような分からないようなでありますけれども、積極的に例え

ば町内の個人商店で買えるものなのに、わざわざネットで通販で買う必要があるのかと。それは自分のポイントをつけたいからじゃないのかと後々勘ぐられるようなことはしないでねということなのかなと思うんですけども、一方で、例えば期日が迫っていると、準備しなければいけないものが今日明日に必要だというときに、たまたま町外に出て行ってしまって、戻ってきて買う、お店閉まっちゃうと。ただネットだともうすぐポチれば買えるというような場合もあったりして、そこがどこまで説明できるのかという話があると思うんですけども、感覚としてやり過ぎちゃ駄目だよなら分かるんです。けれども、疑わしいというか、後々チェックされて突っ込まれそうなことは全部やめなさいだと、堅苦しくてしょうがないと思うんですね。

そのあたりの線引き、感覚として町民の皆さんに分かりやすく伝えてほしいんです。当たり前前に買物をして、当たり前前にその補助金を使用するのはいいですよと。その使い方はいろいろあるでしょうから、後々聞いたときに説明さえできればいいですよというぐらいの認識なのか、もう補助金、公金なので領収書をちゃんと取って、町内資本からしか買っちゃ駄目だというぐらいの締めつけなのか、そこをちょっと認識を伺いたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 絶対的に否定するといった趣旨の通知ではございませんので、先ほども申し上げましたとおり、個別具体のやむを得ない事情がある場合については、御説明ができる範囲において御対応いただくということは絶対に否定されないと考えてございます。その前提として、当該補助制度を取り扱う担当課等において事前調整等を行っていただければなおありがたいといった点は考えてございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 分かりました。行政管理課に関しては、おらほの相談窓口とか、分かりやすく変えていこうという姿勢が結果というか行動として伴っているのかなと思っているので、私としてはこの先も注目しつつ、町民の皆さんと行政の皆さんの橋渡しのいいと思いますか、庁舎内の皆さんから信頼される仕事をぜひ続けていっていただきたいなというふうに思っております。

それから、4点目、町長の答弁で、しっかり分かりやすく丁寧に説明すると、その問題というか、お互いの主張にずれがあったりした場合に、役場としてしっかり丁寧に説明していく

ことは重要だというようなことがありました。町長にお伺いしますが、まず耳を傾けるということは非常に大事だと、それから答弁の中でもありましたが、できない理由を持ってくるんじゃないで、どうやったらできるかというそのできる理由を積極的に見つけていこうということだと思えるんですけども、その姿勢を職員の皆さんに持ってもらいたいという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災後から、できない理由ではなくてできる理由を考えて日々の仕事に当たろうということでは繰り返しお話をさせてきました。ここは一つ言っておかなければいけないのは、我々の主張も主張としてお話しさせていただきますし、町民の方々の主張も主張としてお聞きをいたします。しかしながら、まさしく法に逸脱をするような点までごり押しで来るケースがこれまで何度かありました。そういうことについては、今度は毅然として我々としては立ち向かわなければいけない、そういう姿勢でいく必要があるんだと私は思っておりますので、確かに町民の皆さんの御意見は聞きます。しかしながら、無理難題には向き合えないということだけは明確に申し上げなければいけないというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 町民に寄り添っていく気持ちは持ちつつも、ある一部の人もしくは個人の方の個人的な主張に対して寄り添い過ぎると、今度は逆に全体として不公平になるということは当然あると思いますので、そこに対して、いや、法律でこう書いてありますから、今言っているのはむちゃですよと逆に論じてあげるといえるか、そこも突っぱねるとかそういうことじゃなくて、丁寧に対話しながらということになると思いますが、その態度も必要だと思います。

一つ、細かくなってしまうんですが、事例をお伺いしたいことがあって、11年この復興工事がずっと続いてまいりました。様々な重機が往来したり、工事が行われて、振動があったりとかあります。それによってその復興工事によって、周辺に建っていた津波から残った家屋に損害が生じた。工事する前の事前調査と工事が終わった後の事後調査をして、確かにここが被害を受けているねというのを確認して、事業損失というんですかね、を補償するということがある。そういう事案がある。これに関して、お互いのこれで契約しましょう、これで納得ですねという契約書の取り交わしが難航している件があると伺っています。先方は十分な説明がされていないと、今まさにその丁寧に分かりやすく説明してください、そのつもりです、できる理由を考えますと言った割にはと伺いますか、言ったのに説明がされていない

という向こう側の主張があるそうなんです。やっぱり主張に食い違いがあれば、まずは町側から丁寧に説明すべきなのではないかと思いますが、この説明されていないのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大体今の話で想定をされるケースがあります。我々が町民の皆さんとそういうお話合い、説明をするときに、大体我々は町民の皆さんを立てて下手に出ながらずっと説明をします。しかしながら、まさしく折り合いのつかないような話をこちらのほうに持ってこられると、ここは行政としてしっかり対応しなければいけないということになります。そこは明確に申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 復興工事に関してということでございますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

説明につきましては、一定の説明をきちんとさせていただいておるつもりでございます。ただやはりその交渉の中で、言い方がちょっと適切ではないかもしれませんが、話がちょっと二転三転、あとは後戻りというのが多々ございます。そういった観点もございまして、町としては、やはり今町長答弁にもありましたように、対応可能なもの、対応困難なもの、対応すべきもの、対応できないものがございますので、それらをやはり一定の線引きを町としてもせざるを得ないということで、確かにちょっとそういったケースもございまして、町とすれば真摯に誠実に対応させていただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） この件、2点だけちょっと大変細かいことを伺いたいんですが、先ほど説明した事後調査というものです。これは何回やったのでしょうか。事後調査が途中だという主張のようなんですけれども、途中でやめたんですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 事後調査は基本的には一度やって、御了承いただければそれで終わりということでございまして、一度事後調査をさせていただきまして、何回もやるという本来そういう筋のものではございませんが、相手さんの御要望もありましたので追加でやった点もございまして。ただそれがまた追加、追加というようなケースにちょっと発展しかねないというような状況もございまして、やはり一定のところ町とすれば線引きをさせていただかざるを得ないというような状況でございまして。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 復興工事って町全体でやっていたわけじゃないですか。入谷はないかもしれませんが、町内3地区で様々な地域に家が無事残って、そこにお住まいだったり、家を直してお住まいだったりという方がたくさんいて、その近くに新しい道路ができたり、川と道路を入れ替えたりとか、大変な工事をいっぱいやっていたわけですから、当然同様の補償問題たくさんあったんじゃないかなと思うんですけれども、ほかに町民の方からこうしてほしい、ああしてほしいという訴えとかお願いというのは、件数まで把握していなくてもざっとどれくらいあったんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、細かい資料がございませんのでちょっと明確な件数はお答えできませんが、何件かはございました。そのうち何件かは、いや、もうこの程度ならいいですということで御了承いただいた箇所もございますし、あとはその事後調査の結果に基づいて補填をさせていただいたというケースもございます。

今回のこの事故損失の関係でございますが、基本的には損害賠償と違いまして、この工事をやらなかったら多分起きなかつただろうという蓋然性、ある意味、救済措置ということで国のほうからもう通達が出ておりまして、その基準に基づいて補償をするということでございますので、施行については法の適法範囲内で行っておるというのを前提として、損害賠償ではなく補償として取り扱っているものでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 分かりました。でも、その町長の最初の答弁、最初というか2回目にこちらの自席から再質問したときに、まずやっぱり交渉事というのは町民の方を立てて出るんですよというお話、トップとしてそういうふうに認識されているということですので、そのお答えがいただけたのは非常に重要なと思いますし、ただほかの件数も相当数あるのかなと思ったら数件ということですから、そもそも復興工事、あれだけの工事をしてももちろん大きな損害が出たらそれはちょっと困りますから直していただかないと困りますが、復興のためにやった工事であるから、それに対しての補償を訴えるケースは非常にまれだということですね。分かりました。

では、5点目に移っていきたいと思うんですが、一度、一番最初、壇上から職員の皆さんにメッセージとか、お伝えしたいことがあるということで長々とお話しさせていただきましたが、ちょっと途中ですみません、言葉に詰まったりしてしまいましたけれども、平成29年から様々な問題がありました。これを少しだけ振り返らせていただきたいと思います。

れども、ちょっとまた長くなってしまうかもしれませんが、平成29年の5月ですかね、災害公営住宅の住宅使用料の未請求問題が発覚しました。対象世帯は500で、未請求の額553万、それから交付金に関してその住宅使用料の低廉、低減、どっちだったかの国からいただいているお金等に移動が生じた額というのが合算すると約6,400万円、過誤納に関しての還付額に関していうと、遅れて払ったのでその加算額も含めると2,400万という非常に大きな問題がありました。

そのことが起こったので、ほかの事務で何かやっぱり間違っているところがないかとチェックしたら、発覚したのが平成29年6月の町税誤賦課問題です。チェックしてミスがあったから、再発防止のためにチェックしましょうと、そこで見つかったことですから、そういう姿勢自体は評価すべきというかいいことだと思っているんですけども、固定資産税と個人町県民税に関して様々な変更、追徴や還付等がありました。固定資産税のほうは、追徴・還付合わせると18件、18者と言ったらいいんでしょうか。金額にすると合わせると1,000万円。個人町県民税の場合は、追徴・還付合わせると550件を超えるんですね。額を合算すると5,000万円ぐらいになります。町税は、町県民税が動くときにそれに連動してほかの給付金とか何とか、いろいろ教育関係とかも動きますので、影響額もおおよそ2,500万円ぐらい影響はありました。この今言った2件、住宅使用料の未請求問題と町税誤賦課問題に関して、平成29年の12月に町長が町長と副町長の減給というような責任の取り方といたしますか、そういうことがありました。

その明けて平成30年の6月に消防防災施設の不適正事務処理問題がありました。工事8件に不適正な事務があつて、町の損害というものを金額ではじき出すと7,700万以上、和解したときは1%というような話もありました。そこから少し時間を置きますが、令和3年の4月に町補助金の不正流用問題、これが発覚して1,500万円以上が不正に使われたと。和解、先般、議案もありましたけれども、一定の方向性、解決というか落ち着きを見せてはおりますけれども、これに対しても町長、副町長の減給というような対応が取られています。そこからさらに今年に入って、先月8月、不適正な事務が発覚したということで、コロナに対する補助金、それから下水道関係の消費税、それから公務災害の未請求というような事務処理があつたということで処分がされております。

これはその金額のところを合算すると、何ていうんでしょう、町の財布から出ていった、入ったというこの追徴・還付のやり取りはあるんですけども、それを単純に合算すると、数字としては2億5,000万円を超えてしまうのかなと。この平成29年からですから、約5年間と

ということになるのでしょうか。その間に懲戒処分があった職員の方、数にすると10です。5年で10人というのは、町の自治体の規模から考えてもどうなのかなということをしごく身につまされる話であります。やっぱりこれは言わなければいけないと思っていまして、だからこそ、先ほど一番最初に申し上げた、再発防止のためにどういう姿勢をこれから皆さんが見せてくれるのかということ町民はきっと見ているはずだということ意識してくださいというふうに申し上げたつもりです。ただ単に責め立てたり、要は数字をあげつらってほら見たことかと言いたいわけではなくて、このぐらい大きい問題なんですよというのをもう一度改めて考えていただきたいということで、このタイミングで一般質問をさせていただいております。

となれば、5点目ということになると思うんですが、庁舎内の雰囲気づくり、町民の皆さんが訪れやすく、そして丁寧に対応してくれる信頼感のある役場庁舎だなということは、しっかり仕事をするということももちろんですけども、まず入ってきたときにどういう挨拶がされるか、庁舎内の働いている職員の皆さんの顔の雰囲気、表情がどうなのかということから、人間の印象というのは変わっていくんじゃないかなと思っております。この庁舎内の雰囲気づくり、ぜひそこからまず一步一步始めていただきたいと思うんですが、今後どのように変えていくというか、どういう対応をしていくのか、考えがあれば伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと何か最後のほうになってきましたので、私からもちょっとお話をさせていただいて、全体としてお話ししますが、言い訳を言っているわけではないということだけは頭に最初に入れておいていただきたいと思いますが、先ほどお話ありましたように不適正事務の先月に処分した3人、これについてはまさしく言語道断というふうに言わざるを得ないと思います。まさしくこれは個人の事務の不適正ということで、これは明確なんです。

先ほど来、平成29年度から順次不祥事が続いているということで、住宅使用料の問題、町税の問題、消防施設の問題、補助金の不正流用の問題を後藤議員が順次羅列をしてお話をしてございます。実はこれは平成29年度から始まったことではなくて、起因は全て東日本大震災です。私もずっと23年から役場の中に身を置いて目の当たりに、それまでの職員たちの仕事をずっと見てまいりました。当時の職員の体制にすれば、職員がプロパーの職員は180人ぐらいということなんです。そして、派遣、それから任期付といった方々もほぼ同数いました。2分

の1がプロパー、2分の1が町外・県外からおいでになった方々の、はっきり申し上げて大混成部隊でした。そういう中で事務処理をやってまいりました。

私が今なぜこう言うかというのは、実はこの東日本大震災で、過去の平時の仕事の中で経験したことの無い事務処理が次々と出てまいりました。例えば住宅使用料の問題につきまして、これの住宅使用料を設定する際に近傍同種家賃というものを設定しなければいけないということだったんです。その数値を設定しました。設定したのは派遣で来てくれた方です。その方々も当然帰りました。その後この数字設定の根拠を示せということ言われました。職員でやりましたが、近傍同種家賃と言われましても、当時近傍にそういった家賃を徴収するような環境はうちの町にありませんでした。

したがって、うちの職員とすれば、やった仕事、どうやってその根拠を出すかということで苦労しましたが、結果としてできなくて、私が仙台市の住宅の局長のほうにお邪魔をさせていただいて、実はこういう問題があって大変苦労していると、何とか協力してもらえないかと。もう仙台市はそういった仕事は平時のときからやっておりましたので、仙台市から職員、最初は1人、それから3日、4日たってもう一人と2人の方に来ていただいて、この数字の根拠というものをしっかりと出していただいたと。そこからスタートして、家賃の問題等がこれぐらいの家賃だということを出していった。その際に災害公営住宅も完成しておりますので、そういった家賃が設定になっていないにもかかわらずできたので、住民の皆さんにとにかくついの住みかにお入りをいただきたいということで鍵をお渡ししたということがこの第1点目の問題であります。

それから、町税の誤賦課ですね。これはいわゆる雑損控除を普通の災害の雑損控除と東日本大震災のときの雑損控除の数字が違っておりました。これは全く気がつかなかった。それが結果としてこういった不祥事につながっていたということになります。それから、消防施設の件につきましては、これはもう退職している職員ですので申し上げますが、それから不正流用の問題につきましては、これは何度も議会の皆さん方にもこの件については御議論をいただきましたが、これも震災直後から発生していたということです。

したがって、後藤議員が今御指摘いただいた4点につきましては、全て平成23年度がスタートになっているんです。それが順次3年、4年、5年たって順番にそれが現れてきたということで、大変これは町民の皆さんにとっては、毎年こうやって起きているじゃないかということでの御指摘をいただきますので、そこは真摯におわびを申し上げなければいけないというふうに思いますが、しかしながら、この問題の原点はどこにあるんだということだけは私

のほうから申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 職場環境というようなところに目を向けていただいたんですが、基本的には今回の不祥事が頻発したことについては、基本的なところからやっぱり見直さなければいけないだろうなと、そういうふうに思っております。ですから、私どもとしては、不祥事を防止するための視点みたいなのをちゃんとしっかり定めないと駄目だなと、そういうふうに思っております。

先ほどから総務課長等も言っておりますが、まず自分事としてちゃんと捉えてほしいということですね。役場全体そのものが組織として取り組む必要はもちろんあるんですが、管理監督を強化するだけで、逆に言うと職員が萎縮してしまうというようなこともございますので、先ほど言ったように、職場内でのコミュニケーションの大切さはもちろんでございますが、我々自身一人一人が自分事としてまずしっかり捉えなければ駄目だというふうに思っております。それから、やっぱり我々の役場職員の成果というのは、町民のためによりよい行政サービスを提供するというようなことになりますので、やっぱりその原点にもう一度帰るというようなことが必要だと思います。

それから、先ほど言いました再発防止については、とにかく取り組み続けると、繰り返し繰り返し取り組み続けるということが大切だと思います。漫然と繰り返すだけでは、もしかすると慣れが生じて形骸化してしまうというようなこともありますので、その都度その都度、今までの研修もそうです。実際には階層別の研修がありましたが、その後はやはり課内での共有が必要だということなので、全職員に課別に研修を変更しておりますし、そういったところは変更に変更を重ねながら、やはり取り組み続けることが大切だと思います。取り組み続けることが実はエネルギーが要ることなんですけど、ただそれ自体をやめては駄目だというふうに思っておりますので、そういった形で継続をしてみたいとそういうふうに思っております。

やはり議員の御指摘のとおり、職場内でのコミュニケーションの不足があると、そういったことをいわゆる事前の段階で見落とししてしまうというようなことがありますので、そこはやはりみんなでチェックをしながら、そして逆に課内でのコミュニケーションを図りながら、町民に対してもそういう町民の皆様に対してコミュニケーションを図りながらしっかりやっていくということが大切だと、そういうふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 一般質問、私、実は議員になってから一回も休んだことないと、今ずっとやっているんですけども、ここでの成果というか、一体質問して何が変わるのか、何が起こるのかということ常々内省することもあるんですけども、町長と副町長に言われてこのまま終わると、何かああそうですねというふうになりますので、こちらからも何か言ったほうがいいのかなど思っているんですが、震災のあの膨大な事務、未知の領域に対して対応してきたことに多くの不祥事というか不適正な事務が起こってしまった、そのミスが発生してしまったことが起因しているということは、これは紛れもない事実だろうと思いますし、大変だっただろうなと思います。

そう考えれば、今のこの置かれている町役場の逆境というものは、あの11年前に比べたら大したことではないんじゃないですか。みんなで力を合わせてもう一度乗り切っていきましょうよと、そういう前向きな姿勢を別にあっけらかんとね、楽観的になられると困るんですが、あの艱難辛苦に比べたら、継続して自分事として基本的な再発防止策を繰り返していくことなんてことはできなくないですよ、ということも思いますし、やっぱり縮こまらないでほしいということがあって、心の姿勢が守りに入ってしまいがちかなと思うんです。私もこんなことを言っていますから、こんなことを言われればそれはきゅっとなってしまうのは分かるんですけども、一方でそれはそれとして反省する。けれども、いい取組もこんなにやっているじゃん、何だ、役場もやるじゃんかというふうに見返してほしいんですね。

新しいことをやると、何かこう失敗するかもしれない、またつかれるかもしれない、じゃあやめようじゃなくて、失敗した分は新しい事業でどうだと、こんなサービスやりますよと、こんないい町にしていきますよという積極性でカバーをしていっていただきたいというふうに思っております。例えばですけども、今コロナ禍でなかなか視察研修って難しいですが、オンラインでいろんな自治体の方々をつながることできると思うんですよ。訓示・研修も大事ですが、そういう積極的に打って出るために、例えば先進的な取組をしている自治体の職員の方に話を聞くとか、オンラインでいっぱいできると思うんですよ。そういうのを今後積極的にやっていくお考えはありませんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） まさにおっしゃるとおりだと思います。こういうときだからこそ、逆に言うといわゆる他の自治体の好事例については勉強するいい機会になると思います。コロナ禍でなかなか視察研修そのものというのをしばらくやっていない職員がほとんどだと思いますので、この機会を捉えてそういう他の自治体の方々のいい例を勉強するというその機会

だと捉えてやっていただきたいと思いますし、実際は震災で派遣の職員の方、全国からおいでいただきました。その職員の方々とつながっているというようなことがございますので、いい事例についてもいろいろ提案をいただいたこともありました。それから、庁舎内には職員の提案制度というような制度もございます。ですから、職員の一人一人の提案を実際は受入れて、中の例えばいろんな文書の内容についてとか、そういうものを変えたというようなそういう経緯もございますので、そういう制度をうまく利用して今後とも検証を重ねてまいりたいと、そういうふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは、2件目に移らせていただきたいと思います。

2件目は、まち協アンケートについてということで、町長並びに教育長にお伺いいたします。

まち協というのは、言わずもがなまちづくり協議会ではありますが、志津川地区のまちづくり協議会では先般、町民の皆さんに広くアンケートを取りまして、これまでとこれからのまちづくりに関する今の声を集められたというふうに聞いております。これを町にしっかり届けてくださったというふうに伺っておりますので、まず1点目として、そのアンケートの結果、報告をどのように受け止めたのかお伺いします。

2つ目といたしまして、報告書の中では、アンケート結果に対する町としての現在の検討状況や今後のビジョンも示されておりました。その後、それを受けて検討の結果どうなったのか、今後のビジョンはどのように進んでいるのか、進展した事業があるのかお伺いいたします。

3つ目といたしまして、まちづくり協議会等の民間の町民の皆さんが組織している団体との協働、行政の組織が小さくなっていく中、非常に今後重要性を増していくと思いますが、この協働をどのように進めていくのか、町長並びに教育長の考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問、まち協アンケートについてお答えをさせて

いただきます。

まず1点目の御質問、どのように受け止めたのかについてであります。これまで志津川地区まちづくり協議会から提出をされました提言書や要望書、これにつきましては平成25年12月に志津川地区の復興及び持続的な発展のために取りまとめられた中間提言書から、令和2年8月の南三陸町震災復興祈念公園を町民参加で活用していくための提言まで、4つの提言書と3つの要望書があります。

今回、令和4年8月の志津川地区まちづくり協議会ニュースに、まちづくりアンケート集計結果報告書が掲載されましたが、町に対しての提言書という位置づけではございません。あくまでもアンケートを取った結果を会員にお示ししたいとの意向で掲載をしたというふうに伺っております。なお、今後はこのアンケートの集計結果報告書の内容を精査し、さらに重点を絞って提言書または意見書として町へ提出をしたいという考えでしたので、提言等がなされた際に改めてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今後とも、志津川地区住民の多くの声を、まちづくり協議会が拾い上げた提言等を真摯に受け止めながら、一つでも多く具現化するため、各関係機関と協議を重ね、地域振興の推進に取り組んでまいりたいと思います。

次、2点目の御質問です。

アンケート結果に対する町としての現在の検討状況や今後のビジョンも示されているが、その後、進展した事業はあるのかについてであります。提言、要望に対しどこでどのように反映したのかなど、進捗状況に関しては各担当課よりまちづくり協議会に御回答をさせていただいておりますので、志津川地区まちづくり協議会ニュースを通じて志津川地区の住民の方々へ周知をされていると思います。

最後に、3点目の御質問、まち協等の団体との協働を今後どのように進めていくのかについてであります。御案内のとおりまちづくりには住民と行政が適切な協力関係の下に支え合う住民と行政による協働を実現しながら、地域コミュニティーの充実及び強化を図り、地域が主体となって地域の身近な課題を解決できる地域社会を築くということが求められているわけであり。しかしながら、まちづくりに対する住民の要望が多様化、高度化する中、全ての行政が担うには限界があります。まちづくり協議会等の団体と力を合わせることで、住民と行政による協働によって地域住民の意見をまとめながら、地域課題を効果的に解決することが期待できると思います。

今後も、地域住民の要望に的確に応えられるように、まちづくり協議会等関係団体とこれま

でどおり連携強化に向け取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） それでは、私からもお答えいたします。

御質問の1点目、どのように受け止めたかにつきましては、主体的な学びである社会教育を通じて、地域の課題やその解決方法を様々な世代の住民と共に実践的に取り組まれたことは、持続可能なよりよい地域づくりにつながるものと受け止めたところでございます。

次に、2点目の御質問、アンケート結果に対する町としての現在の検討状況や今後のビジョンも示されているが、その後、進展した事業はあるかについてお答えいたします。

教育委員会部局の事業につきましては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響から、小中学生の地域間交流をはじめとした交流事業については、中止等せざるを得ない状況が続いているところですが、各小中学校における学校独自の学校教育活動については継続することができており、確かな学力の向上と定着を目指すとともに、健やかな心と体、豊かな人間性を育成しているところでございます。

最後に、3点目の御質問、まち協等の団体との協働を今後どのように進めていくのかについてお答えいたします。

多様な主体との連携、協働の推進において、社会教育が果たす役割は大きいものと認識しております。社会教育における学びは主体的な活動であり、その担い手は教育行政に限らず、町長部局、企業、NPO、各種団体等にも期待されるものでございます。多様かつ複合的な住民ニーズに対し、教育行政だけでは対応することは非常に困難でありますことから、町長部局と連携し、住民同士による主体的な活動を支援していくとともに、多様な担い手との連携、協働が深まり合える拠点として社会教育施設の機能、運営の充実を図ってまいります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） では、一つずつお伺いしていきたいと思っております。まず、どのように受け止めたかということですが、アンケートの集計結果であるので提言書としてまとまってくるのはこれからだというようなことのようにあります。教育部局からしても、その社会教育を通じて地域課題を解決していく、その先駆けといいますか、一つの一步だろうと思っておりますので、しっかりと受け止めていただいているということのようでもあります。

特筆すべきは、特に町の若い方中心にこのアンケートに対する回答が寄せられているというところかなと思っております、100件を超えております。なかなか行政の皆さんが町民の声を聞きましょうとってアンケートやっても、例えばパブリックコメントとかを取っても、

100件返ってくるなんてことは絶対といったらあれですか、ほぼないですので、こういう地域に対して課題がある、それを認識している、何とか解決したいと思っているという町民が若い人たち中心にこれぐらいいるということは、すごく明るいことでもあるし、大切なことだと思っております。

それを受け止めた上で、何が行政の皆さんに返していただけるかということになると、やっぱり一つでも実現したと、自分たちの声が届いてその結果町が変わったという成功体験をしていただくこと、これは非常に必要な重要なことだろうと思いますので、進展している事業ありますかと聞いたら、まだその段階ではないようなお話ではありましたが、今後その提言書としてまとめられた後になるかもしれませんが、こういった声をしっかりとできない理由を探すのでなくてできる理由を見つけて、皆さんの声が結実しましたよというものにつなげていっていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災の翌年の9月ですかね、まちづくり協議会が新たに設立をされて、その中で様々な提言を町のほうにいただいてまいりました。その折にそれぞれの事務局の町のいわゆる復興が進んでいくうちに、最初の頃の事務局は復興推進課が担って、その次は建設課が担って、その次は企画課が担っているということで、まさしく事務局がこのように変わっていくというのは、復興がこのようにもうフェーズがどんどん、どんどん変わっていったということの裏返しだと思います。

その折々に、まち協の皆さん方からは様々な提言やらあるいは意見をいただいてまいりました。多分御承知だと思いますが、まち協の皆さん方からの意見については大分大きく取り入れてまいりました。とりわけ一番ある意味分かりやすいと思うのは、まち協の皆さん方が震災後の志津川地区のまちづくりについて御提言をいただいて、それを基にして隈研吾さんのほうにお渡しをさせていただいて、町民が考えるランドデザイン、基本はこうですよということをお示しさせていただいて、それをベースにして隈研吾さんがまち協の皆さんの考え方を繰り返しますけれどもベースにして、そしてランドデザインを作っていたということですから、本当に根っこの部分からこのまち協の皆さん方には様々な分野で御協力をいただいてきたということですので、これまでもそうですが、先ほど言いましたように、これまでと同様の関係を築きながらまちづくりに役立てていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） これまでも様々実現してきたことがあると思います。松原の防潮堤がセットバックしたのも、発端はまちづくり協議会のお話だったように記憶しています。今あそこに干潟ができて、志津川高校の自然科学部の皆さんなんか研究して、なかなかないですよ。復興工事、原状復旧原状復旧と復興庁がずっと譲らなかったものを、そこをちょっとセットバックしろと。被災した防潮堤、今でもあそこにそのまま残っています。そういうふうな成功体験、今までもありました。

ここから先フェーズが変わっていくので、もう少し細かな内容というか、身近な内容が変わっていくのかなと思ってしまして、内容、アンケートの結果分析というか目を通しますと、例えば産婦人科が欲しいなあ、小児科もうちょっと充実してほしいなあ、一時預かりしてほしいなあ、待機児童いるのは残念だなあ、スクールバスなくなってしまう、どうやって子供学校に通わせようかなあ、子育てに関する事、かなり要望としては集中しているように見受けられました。

翻ってみますと、私先般、子育てしやすくなるための63の要望ということで町に上げました。その内容と非常に重なっていると思いました。私、何も仕掛け打ったわけではないんですけども、偶然なんですけど、やっぱりその若い世代を中心に考えると、この先この町でどうやって子育てしていくかということに大変興味、関心があるということのようです。ですので、こういう声を聞く場は、アンケートをせっかく取っていただいた、それを提言書としてまとめていただくのも大事ですが、町としてもそういう場を積極的に定期的に継続的につくっていくという姿勢がぜひ大事なんではないかなと思いますけど、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 議員から御紹介ありました今回のアンケート調査ですね、年齢別に見ると30代、40代の方が御回答されているのが非常に多いということでありまして、より身近にある部分ニーズとか要望とかそういったものが集中しているのかなというふうに思っております。

多分、最後の5番目の協働の部分にもつながっていくんだと思うんですけども、今後そういった御意見を具現化していく上で必要なことというのは、何か決まってからどうですかという過程ではなくて、そこに至るまでの経過、経緯も一緒につくっていくという多分ステージが重要なんだというふうに思っております。そういった面で、今後も地域の皆さんと多く関わりを持っていくことというのは、新しいまちづくりをしていく上では必要なんだろうと

いうふうに認識をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） またうまいこと逃げようとしているような気がしますけれども、多く関わりを持っていくことは大事であると思っております。なので、定期的に集まる場をつくってくれという話なんですけれども、よろしく願います。

アンケートせつかくありますので、一意見というか内容についても少し、ちょっと時間があまりありませんので手短に触れたいと思うんですけれども、一つの意見として、例えばインターネット等を中心として教育活動しているその高校との連携を提案されていたり、少し突拍子もない意見に聞こえるかもしれませんが、町内に大学をつくる。大学院でもいいんですけれども、そういった新しい学びの場をこの町に誘致というか、設置するということも必要なのではないかというような御意見もありました。高校のk i z u n a留学も始まります。南三陸町、いのちめぐるまちをSDG s、持続可能性といったものを体感しながら学べる町のフィールド、これが南三陸町には非常にあると思いますので、こういった大学であるとか、今までにない教育の場をこの町に設置する、つくる、こういうことに関して、教育長どのように思いますか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 設置自体の有無というよりも、そういった小学校、中学校、高校だけではなくて、さらにその上級のさらに高等な教育施設等と関連しながら学びを深めていくというのはとても大切なことだと思っております。実際、それぞれの分野でたけている〇〇講座とか、〇〇研修会とかというのが、様々生涯学習センターを会場にしたり、あるいは公民館等を会場にしたりしているところもございます。こちらにつきましては、本当に私自身も積極的に参加をして、その意義を十分理解をして、子供たちのほうにどういうふうに伝えていくというよりも、どういうふうに子供たちがそういったものに関わっていけるかというふうなことを積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 3つ目の協働ということに関しては非常に大切だろうと、今後も進めていくという認識をお持ちのようですので、そのためにも、途中で言いましたけれども成功体験といいますか、提案したことが実現に向かっていくというそのわくわくする気持ち、町民、この町そう人数多くありません。だからこそ一人一人のニーズが拾いやすいということがあるんだろうと思いますので、それをぜひ実現につなげて行ってほしい、できればだから

予算がつくところまでぜひつなげていていただきたいなというふうに思っております。

その大学に関しては、実現するしないということは様々なハードルもあるでしょうし、具体的に話が進んでいることではないかもしれませんが、その理念として生涯教育につながっていくということはとても有意義なことだろうと思いますので、今教育長のお話の中で、そういう場には積極的に顔を出して子供たちに伝えていきたいということですので、これもぜひその成功体験につながっていただければなというふうに思っております。このアンケート、何か一つでも実現の方向に向かっていってほしいと思いますが、町長の所見を伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、大学の話になりましたけれども、震災後にいろんな地域づくりのコンサルの方とか来ていろいろお話をさせていただいたときに、今の大学の話もありました。いろいろ話を詰める場というか、いろいろこう議論を重ねていくうちに、大学というのは現実的じゃないねと。出た話が学部だよなど。どこかの大学の学部をここに持ってこれればいいねという話で大体落ち着いたというのはおかしいけれども、そんな方向になったので、じゃあどこの大学のどこなんだという話なんです、多分一番現実的なのはそういう学部を持ってくるというのが一番現実的な話かなというふうに私自身もいろいろ議論をしながらそう思いました。

アンケートの中身について、いずれ先ほど言いましたように、これをもう一回集約をした形の中で町のほうに提言として出すということですので、それをいただいて町としてもしっかりと検討して、やれる部分はやっていくということについてここでお約束をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは、3件目に移っていきたいというふうに思います。

3件目は、先ほど若者の話をしましたが、今度は打って変わってといいますか、後期高齢者医療の制度、これが大きく変わります。窓口の2割負担というものが新設されますので、そのことについて伺っていききたいというふうに思います。

後期高齢者医療制度は10月から、来月ですね、大きく変わり、これまで窓口での負担が1割だった方の中に2割になるという方が出てまいります。これは制度が大きく変わりますので、決定事項なんですけれども、ただ急激に医療費が増える方に対しては、その緩和措置として還付金を受け取るための口座が必要になるという方もいらっしゃると思います。ここがともすると

特殊詐欺等の温床となりかねないというふうに懸念を持っておりまして、後期高齢者医療制度の県の事務局と連携して、正しい周知に取り組む必要があるのではないかと思います、どのように対応するのかお考えを伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後期高齢者医療の窓口2割負担についてお答えをさせていただきますが、後藤議員が後期高齢者の議員ということですので大変御苦労さまです。後期高齢者医療保険制度については、宮城県後期高齢者医療広域連合が運営をしております。これは議員の皆さんに言うのもおかしいんですけども、町では加入者の皆様の各種手続の窓口と保険料の徴収及び収納等の事務を担っているところであります。

本年10月からの医療費窓口負担の一部変更は、今後、団塊の世代が75歳に到達し、高齢者人口が増加することで医療費の増加が見込まれることから、現役世代の負担を抑え、国民皆保険制度を維持することを目的とし、一定以上の所得のある方について医療費の窓口負担を現行の1割から2割とする制度改正となります。

当町の後期高齢者医療被保険者は、現在2,422人です。1割負担の方が全体の98%、2,400人おられますが、そのうち約200名の方が10月から2割負担に移行となる見込みであります。これらの方々には本年7月に、広域連合において制度改正に係る負担割合の見直しの理由、判定基準、窓口負担額を抑制する配慮措置と、それに伴う高額療養費の制度などを説明するお知らせを個別に送付しております。

中でも、御質問にありますように、制度改正に便乗した特殊詐欺が生じるのではとの御心配につきましても、広域連合では個別に送付するお知らせの中に注意喚起の文書を入れるなどの対応を行っております。加えて、町においては制度改正等の周知と併せ、特殊詐欺の防止についても広報紙やホームページ等を活用しての啓蒙を図るとともに、警察署、消費生活センター、その他関係機関と協力しながら後期高齢者の皆様の不安解消に努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 後期高齢者医療制度、この制度始まって以来の大きな改定だというふうに聞いております。現役世代並みの収入がある方というのは今3割負担です。それ以外の方は1割負担なんですね。町としては町の割合どうですかと聞こうと思ったんですけども、今お答えいただきましたので、2,422人の方のうちの98%が1割負担だと。その中で、全国的には約20%ぐらいに当たる方が収入が少しあるというか、現役並みではないけれども一定の

所得、収入があるので、窓口での2割負担をお願いしますということに制度が変わります。被保険者証も2回配られるというふうに聞いております。もともと配ったやつと、10月から変わるんで、こういう保険料になりますよと新しい保険証が配られるというふうに聞いております。

町内ではおよそ200の方が新しく2割負担に該当するようだという事のようにあります。だから、2,400人中の200人ですから、12分の1ですから8%ぐらいですか、の方、だから全国の平均から比べると、そこに2割負担になる方の割合というのは多くはないというふうには思いますが、ただ御本人からすれば非常にびっくりするでしょうし、負担が増えるのかということ。ここに対しては、丁寧に説明する役割というのは国でありましょうし、県の広域連合でありましょうから、町としてはその制度をしっかりと間違いなく周知していくという役割を担っていくのかなというふうに思っています。

そこでお伺いしたいのは、ただやっぱり県の後期高齢者医療の広域連合があるとはいえ、そこに直接電話する人ってなかなか多くはないのかなと。行政から送られてきた文書、よく分からないなという場合はやっぱり町に相談するということが往々にしてあり得るだろうというふうに思いますので、町としてそういった方々の相談に乗れる体制、これをしっかり強化していく必要があると思いますが、そのあたりどのように対応しておりますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） さっき数字的にざっくりと200人とお話ししましたので、もう少し移行対象見込みを含めて数字だけちゃんとお話ししますが、10月から3割負担は48人で1.98%、これはこれまで9月、今月までと同様の人数です。それから、2割負担が187人で7.72%、そして従来どおり1割負担という方が2,187人、90.30%で、これを合わせますと100%ということになりますので、7.72%、187人の方が見込みとしては上がっていくということになります。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 2割負担になっていろいろ疑問も出てきたりというところでの対応につきましては、町が直接的には担うべきというふうには考えております。現状は、給付を受ける場合の高額療養費であるとか、資格の得喪であるとか、そういった部分については町のほうが担っておりますので、町と直接的には住民が関わっているというところは大きいので、ただ広域連合からは直接的に文書であるとか保険証が送られるという行為がありますので、その辺で町が関わっていないんじゃないかという疑念であるかもしれないですけども、そうではなくて、常に窓口は町であるというところの認識の中で対応しますので、今

後の2割の方について、不安が生じた場合についても対応できるというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 今、課長のほうからありましたが、やっぱり身近なところに相談に行くということは心理としてあり得ると思いますし、それにやっぱり応えるということは必要だろうと思いますので、ぜひ遺漏のないように対応をお願いしたいなど。何分、高齢の方が多いですし、高齢の方がおうちにいらっしゃる若い方なんかも相談に来るのではないかと思いますので、対応は重要かなと思っております。

もう一つ、特殊詐欺の関連については伺っておかなければいけないと思っておりますが、そもそもなぜ危ないかというあたりも少し触れておきたいんですが、1割から2割に増えるという方がもともと毎月1割負担で5,000円かかっていたと。2割になると1万円になっちゃうんですね。5,000円いきなり毎月増えるのはちょっと無理というか大変だということで、3,000円を超える分は払い戻しますみたいな制度なんですね。払い戻さずに一つの医療機関で毎月その一つの病院にだけかかっている方は、3,000円を超えた分はその医療機関のほうで自動的にそこから先はもらえませんとなるので、特に面倒な手続はないというふうに思っているんですけども、2つ以上の医療機関、あっちで2,500円、こっち2,500円という方はどっちも3,000円を超えていないので、自分で私、実は5,000円かかっていると、3,000円を超えた分を負担しなきゃいけないので払い戻してくださいというようなそういう手続をして、その払込みされる窓口というか口座が高額療養費の認定というか、高額療養費の関係で使う口座を使用するということになっていて、それを持っていない方は口座をつくってくださいという申請書が来るんですね。そこが一番ちょっと怪しいというか、間違っしてしまったり、何ていうんでしょうね、不屈きな考えを持っているやからが付け込んでくる場所なのかなと思っております。

要は、還付金を受けるために口座つくってくださいという文書が、実は行政からちゃんと来るんですね。それはまさしくその特殊詐欺の手口とよく似ているというふうに思うので、しっかり混同せずにとりか、これはちゃんとした申請ですよということを分けてお伝えすると。そういう何か怪しげな戸別訪問されたり、電話でそういう話があるからとATMに行って口座手続しなさいとか、そういうのはもう全部詐欺ですから、そこをしっかりと周知していく必要があると。なおのこと、高齢の方が多いいいか高齢者ですから、丁寧に説明する必要があるのではということ、実はその広域連合の議会でも申し上げましたので、町とし

てもそこに対しては丁寧に慎重に対応する必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、特段これに関しては10月1日から制度が始まりますので、今のうちからしっかりとした準備が必要ではないかと思っておりますので、ここに対しての取組ちゃんで行えるかどうか、そこは最後に確認させていただきたいというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） まず、高額療養費が発生した場合には、自ら申請するというよりは、広域連合から自動的に該当しますのでこれを提出してくださいということで文書が届きます。その方々に限ってそれに対応して届出、申請を出していただくということになりますので、自ら何かしなければならぬというよりは、広域連合からの通知に応じてというところになりますので、その辺は何も通知のない人については今までどおりというところになるかと思えます。

その防止策については、やはり注意喚起しかないのかなというふうに考えております。皆さんが目に触れる広報紙であるとか、なかなかホームページまで見る方がいらっしゃるかもしれないですけども、そういったホームページに上げる、あるいは防災無線でそういった注意を呼びかける、こういったことをしていきながら注意喚起をしていきたいと思えます。実際に新聞報道等でも特殊詐欺の発生状況などもありますので、そういった情報にも我々のほうでも注視しながら、そういった事案が発生した内容になども広報で具体的にお知らせして注意喚起をしていくということを考えております。

○議長（星 喜美男君） 以上で後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前 1 時 5 1 分 休憩

午後 1 時 0 9 分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

行政管理課長が退席しております。農林水産課長が着席しております。

日程第4 議案第20号 南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第20号南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部

を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第20号南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に対応すべく所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第20号南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

最初に、今回の条例改正に至る経緯を御説明いたしますと、仕事と育児を両立しやすい環境整備を目的に育児・介護休業法が令和3年6月9日に改正されまして、段階的に施行されることに伴い関係条例を改正するものでございます。

具体の説明につきましては、議案関係参考資料の改正の内容が分かりにくいので、別にお配りしました2枚物の資料、そちらのほうで御説明をしたいというふうに思います。

段階的な施行ということで、これまで本年4月施行分といたしまして、前年度に御決定をいただきました非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和をする改正を行いましたが、未施行となっている措置として残っております、育児休業取得回数の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大などの措置について改正となりますが、これらの改正内容につきましては、資料1ページの箱で囲んでおりますが、本条例の改正のほか記載の4つの規則も改正して一体的に制度運用するといったものになっております。

具体の改正内容につきましては2ページをお開き願います。

最初に、第2条第3号ア（ア）の改正部分でございますが、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和となっております。現行では、非常勤職員が出生後8週間以内に育児休業を取得する要件といたしまして、子が1歳6か月になる日までに任期が満了しないこと及び同様の官公庁に引き続き採用されることが明らかな場合を取得要件とされておりましたが、今回の改正では、1歳6か月になる日までを、出生日から起算して8週間と6月を経過する日までということで、その期間が短縮されたことにより取得しやすくなるといったものの改正でございます。

現行条例の第2条の3第3号の改正につきましては、非常勤職員の子の1歳以降の育児休業の取得の柔軟化を図るものでございます。現行では、非常勤職員の子の1歳以降の育児休業

の取得につきましては、1歳到達日に職員または配偶者が育児休業をしている場合に、1歳到達日の翌日を育児休業の初日として取り扱っておりましたが、今回の改正では、①から④に記載のとおり、配偶者との交代や育児休業の初日をずらしたり、複数回の取得を可能としたり、取得そのものの柔軟化を図る改正となっております。

第2条の4では、さらに特別な事情がある場合には2歳到達まで期間対象となる規定を整備するものでございます。

第3条第5号の改正につきましては、育児休業の取得回数制限の緩和などを図るものでございまして、第5条を削除することで、再度の育児休業取得の際に必要な育児休暇等計画書の提出の規定がなくなりますので、特別な事情によらず原則2回まで分割して育児休業を取得することができる改正となります。

第3条第8号の改正につきましては、文言の整理ではございますが、再度の育児休業取得に係る特別な事情に関し、対象が非常勤職員に限定となっており、任期付職員、任期付研究員についても同様の扱いとする改正内容となっております。

なお、条例の施行日は令和4年10月1日を予定しているものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 何点かというか、1点か2点お伺いします。

非常に参考資料を読んでも正直分かりづらくて、誰にどう聞きに行こうかなとずっと迷っていたんですけども、追加資料が出ました。追加資料が出ても、なおよく分かりません。取りやすくなるということは間違いなさそうだなと思うんですが、これ職員の皆さんにもちゃんと分かりやすく説明しないと、いざというとき取りづらいんじゃないかなと思いますので、そのあたりパンフレットにまとめるとか、何か手だてがあるんじゃないかなと思いますが、そこをどのようにお考えかお伺いします。

それと、読んでみて説明を受けて、一番大きい改正としては、これまでも段階的に施行されてきて改正続いているわけですけども、これが最終ということになるのかなと思うんですが、回数が増えたと。原則1回だったものが原則2回取れますということだと思ってしまうんですけども、この回数が増えることによるメリットといいますか、1回から2回になることによる育児休業を取得する際のよくなった点、どういうことが想定されるのかということをお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 今回は条例の改正ということでこのような手段で説明を行っておりますが、そもそも制度全体を考えないと、規則だけでもなかなか分かりづらく、また国の関係する法律も併せ持つての説明ということで、変わる部分が一体化して見えてくるのかなというふうに思いますので、実際、人事院で今回の改正のポイントを示している資料などもございますけれども、それを参考にして、もう少し職員にかみ砕いた説明は、周知は必要なのかなというふうに思います。

今回の改正、制度全体での改正ということでお答えさせていただきますが、これまで育児休業などにつきましては職員の部分でございますけれども、原則1回だったものが2回取得できると。あとは、例えば夫婦で交代して育休を取ることと、この条例には直接関わってこない部分として、産後の産後パパ育休というものがございまして、育休1回取れるんですが、それも2回に分けて取ることができるなど、非常に家庭一体的に育児と仕事の両立がよりしやすくなるのかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 分かりました。これはそもそも2つに分かれているんですよね。出生後すぐ取れる育休とちょっと大きくなってから取れる育休と、もともと1回・1回あったやつが2回・2回になるということですよね。そもそもこの育休、介護も入っているから、ちょっとそこは1回頭の外に置くんですけれども、育休等を取りやすいかとか、取ってもいいかどうかとか、取るためには、やはりどうしても職場の空気感、こういうものに左右される場所というのは大きいのかなというふうに思います。ですので、そこに対しての配慮、これも必要かと思いますが、制度改正がきっかけになるかどうか分かりませんが、どのように対応していくお考えかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） いずれ育休につきましては子供が生まれてからのお話でございますので、人事的にはそこを補完するような体制が構築できるような人員配置を行わなければならないのかなというふうに思います。ただ職員数も一定数限られておりますので、そこは会計年度任用職員の制度も含めて、再任用も含めて、そういった補完体制は取っていかなければならないのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） ちょっとニュアンスが違うんですけれども、自分の仕事を育休に入れ

ばそれを誰かに任せなければいけないので、そこの人員配置を今しっかりやります、フォローしますよというお答えだったと思うんですが、そもそもこの忙しい中で育休取ったら周りの同僚の方に何か白い目で見られるんじゃないかとか、そういうその空気感ですね。育休どんどん取っていいですよということを、そういう雰囲気醸成していくことというほうが現実的には大事なんじゃないかなというふうに思ったので、先ほどお伺いさせていただきました。行政管理課長いなくなっちゃいましたけれども、取りづらいなあなんて空気感をちょっとでも感じたら、ヘルプラインにすぐさま意見を出すなりやってほしいなと思っておりますので、もう一度そこだけお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） そういうためのヘルプラインでもありますので、ぜひ職員は活用していただきたいと思うんですが、残念なことにまだ父親方のほうで育児休業等を取得したケースは本町の場合ございませんので、ぜひ、これまではどうしても家族の中でお父さん、お母さんなど、育児に参加といいますか、子供を見てくれる環境があったと思うんですが、これからは夫婦世帯が結構増えてくると思いますので、そういった中での育児休暇を取りやすい環境は、職場としても空気として育休を取るからといって云々かんぬんというのは、これはちょっと時間とともに薄らいでいくというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番及川です。1点お伺いします。

前議員も聞かれておりましたけれども、空気感ですね。やはりほかの人に迷惑かけるからということで取りづらい面が、自分もそうなんですけれども、経験上すごく周りに気遣いするところがあるんです。そういうところを今男女平等参画でいろいろやっていますけれども、その辺のPRというか、育児休暇を取りやすい環境づくり、それに配慮してもらいたいと思うんです、1点は。それから、今後そういうところをどのようにしていくかと。

それから、この1歳半までのというところがありますけれども、実際これ2歳までに数回取れるという解釈でよろしいでしょうか。その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 取りやすい環境につきましては、先ほど後藤議員の御質問にもお答えしましたが、恐らく一番気にするのが、自分が休んだときに仕事を誰がするのかといったところの取りづらさといいますか、一つネックになってくるんだらうなというふうに思います。そこは当然、突然子供が産まれるわけではございませんので、事前に人事配置等の調整

はしっかりやって、安心して子供が育てられるような環境を職場としても構築しなければならないというふうに思っております。

それと、先ほど2歳までということで、特別な事情があった場合、非常勤職員につきましては2歳まで可能となるというものでございます。先ほど申し上げましたのはそれ以上に、そのことも改正の内容にはありますが、1歳6か月に子になる日までに任期が満了しないこととか、そういった規定の中でありまして、会計年度任用職員は1年度限りが原則でございますので、はっきり言って取れない状況ということとイコールになってしまう。今回の改正で、8週間と6月を経過する日まで、いわゆる8か月ですか、ということで全体で言えば、差引きしますと10か月短縮されますので、会計年度任用職員が例えば5月に出産して2か月の産休後、その後しっかりと育児休暇も取れる環境になるのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それから、採用するとき、女性の人だから若くてこれから結婚するからとか、そういうところの不安要素というものは、採用時にはそれは考慮されると思うんですけども、現実的にそういうところはあるのかないのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 恐らくそれは私の経験上、随分昔の話だと思います。今、男だから女だからといって採用に影響があるということはまずございません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。1番伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ちょっと確認の意味で質問させていただきます。今回、部分的な改正ということで、今の説明では、その取得要件の緩和であったりとか、条件等も取りやすくなるということで説明をいただきました。それに伴ってちょっと資料のほうで、町の以下の規則についてももう既に対応を行っているという記載がありますので、この点を確認したいんですが、①番から④番まで資料にはありますが、①番についてはその取得要件の緩和に当てはまるのかなと。ただその②番、③番、④番については、少し分かりやすいというか、何かポイントになる部分があれば教えていただきたいなど。例えば育児休業期間の勤勉手当や期末手当の除算の取扱いを見直していますが、どういうポイントが見直されているかという部分が、もし回答できるようであればお示しいただければと思います。

また、今前段の質問にもありましたが、育児休業は女性のほうは従来もケースがあって取っているケースもあるということで、ただ男性のほうはなかなかないと。男女区別するわけではないんですが、特にその育児休業で考えられるのは、恐らく20代、30代の男性職員がいか

に取りやすい環境をつくるかというのがこの制度を運用していくにもかなりポイントかなと思うんですが、そういう環境づくりの面において、若手の町職員の男性の職員が取りやすい環境をいかにつくっていくか、そういう考えがあればその点も教えていただきたいんですがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 資料1ページの①から④については、いずれ細かいお話になってまいりますので、多分これを、手元にはないんですけども、説明しても、今度の先ほど説明したのと、ぶつぶつ切り取った話をつなげたのが先ほど説明したものですので、そこはちょっと御理解いただければなと思います。

あと、男性職員の取りやすい環境については、現下の社会情勢の中で育児に男性も参加するというのは何も特別なことでもないですし、私の立場からすれば、まずは一例が欲しいと。ぜひ若い男性職員に育児休暇を取っていただくことが一番の、何と申しますか、メリットもデメリットも恐らくいろんな形でこちらに伝わってくると思いますので、まずは取っていただいた上で、そういった環境整備に不足の場合は、町としてしっかり人事のほうで対応しなければならないのかなというふうに思います。特別何かを男性若手の職員に対してということではなくて、まずは制度をしっかりと周知して理解していただいて、育休を取る環境をまずそこで固めていただいて、あとは御家庭の御都合の中で判断していただくことになろうかと思えます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第21号 南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第21号南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条

例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

- 町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第21号南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、本町の国民健康保険運営協議会に係る委員の定数等を見直したいため、本条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

- 町民税務課長（佐藤正文君） それでは、議案第21号南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について細部説明させていただきます。

上程いたしました本条例は、町長説明のとおり、国民健康保険法の規定による、条例において定めることとされている国民健康保険運営協議会の委員の定数に関し見直しを行いたいため、制定するものであります。

議案関係参考資料11ページを御覧ください。

改正を行う理由といたしまして、東日本大震災後、国保被保険者及び町内の診療所等が減少しており、条例に規定する国民健康保険運営協議会の保険医等の定数について見直しが必要となったことから、当町の国保運営協議会に諮問し答申が得られたので、改正を行うものであります。

条例改正の内容につきましては、2に記載のとおり、被保険者、保険医等、広域それぞれの代表の委員の定数を現行の3人から2人に減員し、新たに合計の段の上の段になりますが、被用者保険等の保険者を代表する者を1人追加し、想定数9人から7人に変更するものであります。

改正条例の施行日は、現職の委員の任期が終了し、次の任期が開始される令和4年12月1日としております。

以上で細部説明を終わります。

- 議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。後藤伸太郎君。

- 6番（後藤伸太郎君） 1つかなと思います。伺います。

定数が減ること自体は仕方のないことというふうに思っておりますが、被用者保険等保険者を代表する委員が1名増えるんですね。国保の運営協議会に社保の人が入ってくるといふところの理由がちょっとよく分からないんですね。そこ、どのようないきさつがあるのかお伺

いしたいと思うんですが。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） まず、健康保険法のほうにこの被用者保険の代表する者を加えてもいいというような規定がございます。それにつきましては、国保の中だけの話ではなくて、外部の意見、あるいは保険事業を参考とするためにもそういった意見を取り入れるというのも有効ということになっておりまして、実際にはこういった委員を付け加えることで、保険の支援のポイントとなるポイントが1つ加算されるというところもありまして、今回新たにそれを加えて充実した保険事業を展開したいというところにしております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 分かりました。そうすると、今までは外部の意見なかったんだよねという話にはなるんですが、定数減は先ほども言いましたが仕方ないことだと思うんですが、非常に重要な運営協議会、会議体だろうと思いますので、その事務の取扱いに当たっては、より人数が減る分、お一人お一人の委員の方々にしっかりと情報を開示して検討していただくというためには、裏方の事務を充実させる必要があるだろうと思いますので、これまで以上に慎重に進めていただきたいというふうに思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） まさしくそういった点については留意していくべきというところでありまして、今回任期が新たになるところでの人選に当たっても、そういった意見を広く募集できるような、そういった方々に委員としてなっていくよう人選をしていきたいなというふうには考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

担に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第22号南三陸町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第22号南三陸町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に対応し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ作成等の公費負担に係る限度額を引き上げるべく、本条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） 議案第22号南三陸町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案関係参考資料は13ページからとなります。

本町の公費負担の条例につきましては、公職選挙法の施行令を基準に公費負担の額を設定し、運用しているところでございます。公職選挙法施行令におきましては、最近における物価の変動を踏まえ同施行令が改正となったことから、当町の選挙後援に要する経費の限度額を改正するものでございます。

13ページから具体的内容でございますが、第4条第2号アの自動車の借入れにつきましては1日当たり「1万5,800円」を「1万6,100円」、イの燃料費につきましては1日当たり「7,560円」を「7,700円」に改正するものでございます。

次に、14ページになります。

第8条ですが、選挙運動用ビラ作成費について、1枚当たり「7円51銭」を「7円73銭」に、11条第2項の選挙用ポスター1枚当たりの作成単価「525円6銭」を「541円31銭」に、それに企画費として加える額「31万500円」を「31万6,250円」にそれぞれ改正するものでございます。

なお、条例の施行日は公布の日からとなっております。交付の日以降に告示される選挙について適用するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。1点お伺いします。

今、物価の変動により費用の額が、公費負担が増えるということで分かりましたけれども、その改正の中に、金額が変わった枚数は、ビラの作成枚数は変わらないんですけれども、ここには142条第1項第7号において選挙の区分に応じて定める枚数の範囲内とあるんですけれども、前回の選挙でも非常にこれ紛らわしいというか、枚数にちょっと疑義が生じるような、なぜこういう、言葉は悪いんですけれども中途半端な枚数ということなので、この率ですね。どういう基準でその枚数を設けているのか。それを変更できるのかできないのか、その辺ですね。第6条ただし書に規定する要件に該当する場合に限りとありますけれども、この辺も詳しく御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） ビラの枚数につきましては、公職選挙法の施行令だったと思います。施行令で人口規模に応じて規定をされているということです。ちなみに本町の場合、町長選挙では上限が5,000枚、町議会選挙では1,600枚となっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 先ほども言いましたけれども、ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者から請求に基づき、ここは分かりますけれども、第6条のただし書というところを御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 失礼いたしました。議案関係参考資料では省略されておりますが、第6条の部分につきましては、ただし書の部分は、当該候補者に係る供託物が法の93条第1項の規定により、町に帰属することとならない場合に限るということで、恐らく93条……、ちょっと待ってください。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午後 1時44分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開します。

総務課長。

○総務課長（及川 明君） 失礼いたしました。ただし書の規定の部分については、いわゆる供託物、供託金を没収されない場合に限るということでございます。要は没収された場合についてはということです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、法定数を取れば皆該当ということで、解釈でよろしいですか。（「もう一回」の声あり）得票数を法定数取れば供託金も返さなくてもいいから、これもここがただし書が該当になりますという解釈でよろしいかということです。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 供託金は没収にならないので、ビラは無料でございますよというものです。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第23号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第23号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第23号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和3年度町道横断1号線道路改良工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案書は15ページとなります。議案第23号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

契約の目的、令和3年度町道横断1号線道路改良工事（その2）でございます。

契約の金額、変更前8,580万円、変更後8,188万700円、391万9,300円の減でございます。

契約の相手方、阿部藤建設株式会社でございます。

議案関係参考資料16ページをお開きください。

16ページには変更の主な内容を記載してございます。道路土工といたしまして、土質の変更、軟岩で計画をしてございましたが、実際は土砂ということで1,000万円の減と。排水構造物でございます。排水構造物につきましては、終点側の側溝を増ということで600万円の増、差引きいたしまして約400万円の減ということでございます。

続きまして、17ページをお開きください。

17ページの下段、平面のほうの左側には土工といたしまして土砂、軟岩の変更の数量、それと右側のほうには増工となりました側溝の数量を掲載させていただいてございます。

18ページには、工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

以上、簡単でございますが、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。

この参考資料の16ページなんですけれども、減額だからいいんですけれども、1,000万円という大きな額が減額になりますけれども、主な変更内容は土質の変更ということで、ただいまの説明ですと軟岩から土砂に伴う減だという御説明でしたけれども、これって設計当時、この地区を設計するときに1か所だけの検査というか、土質の検査というものをやるのか、その辺。かなり軟岩から土砂になったというのは、この17ページでもかなりの量が土砂と軟岩で違っていますけれども、その辺、設計の段階で分からなかったのかと、どういったふうになったのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 正確に土質調査とか何か所やっているかというのは今手持ちございませんが、必ず設計する際には土質調査等をした上で、軟岩か土砂か、それとも硬岩なのか

という判定をした上で設計をしまして数量を出してございます。今回、軟岩として見越しておったところが実際は土砂相当ということでございますので、やっぱり工事を進める中で一般的にあり得る話でございますので、全てが全て100%正確に把握するということになりますと、本当に調査ボーリング等々、ほとんどもう全線にわたりやるというような方法をしない限りは確実に正確にというのはなかなか困難でございますので、その辺は御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 100%正確にという、私そういう質問しているわけでないんです。このメーター数に合わせて何か所ぐらいやっているのか。ほかの工事にも該当するわけなんですけれども、大体何メートルに何か所とか1か所とかと標準的なものがあると思うんですけれども、その標準的なものの調査というか、土質の調査というものをやっているのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 標準的なものといえますか、資料がちょっとございませんで、当然正確なことは申し上げられませんが、どうしても地形上、その地形の変更点とか、変化点とか、そういったところでは少なからず調査をしないと、やはりちょっと土質が変わってくるということがございますので、すみません、今何か所かというお答えはちょっとできませんが、少なからず土質調査のほうは行っているということでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第24号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第24号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第24号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度田浦漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案書は16ページとなります。議案第24号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

契約の目的、平成29年度田浦漁港海岸防潮堤災害復旧等工事でございます。

契約金額、変更前28億7,551万4,400円、変更後28億1,481万円、6,070万3,500円の減額でございます。

契約の相手方は、株式会社阿部伊組でございます。

議案の関係参考資料19ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうに主な変更内容を記載してございます。防潮堤工事におきまして、盛土材を購入土から流用土に変更したことによる減ということで、6,100万円の減ということでございます。

続きまして、20ページをお開きください。

こちらのほうに、左端のほうではございますが、購入土から流用土への変更による減ということで、1万4,100立米について流用土を使用したことによる減ということでございます。

21ページには、工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。

20ページの資料の中、20ページでなくても19ページでもいいんですけども、大きな要因は6,100万の減額でございます。購入土から流用土へ変更による減とありますけれども、変更前は購入土をどこから購入する予定だったのか。そして、このまた流用土はどこから流用する土なのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今ちょっと手元に、すみません、細かい資料を持ってきてございませんので、どこからというのは正確にはちょっとお答えできない部分がございますが、当然ながら購入土ということになりますと、物価版といいますか、単価表が県から発行されてございます。その中で地区において一番安いところを採用するというのがセオリーでございます。それと、流用土につきましては、中山とか防潮堤工事で使うということで防集団地から発生した土砂を仮置きしてございますので、それらの土砂を使っておるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今議案に出ているので、課長は手元に資料がないと言いますけれども、もう一度お伺いします。この購入土、単価表から持ってきて出しているというんですけども、どこから購入しようとしているのか。購入土ですからね、しているのか。そして、それを買わないで流用するんだよという変更内容ですけども、その流用土はどこの残土をためていたやつを使うのか、どこのを持ってきて使うのか。そして、もう一回その購入土の分、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、正確に今設計書をちょっと持ち合わせてございませんので、また同じような答弁になりますが、購入土につきましては、恐らく町内でも土を販売しているところがありますので、一般的に考えれば町内のが一番安いということで多分町内だろうと。それとあと、流用土を使ったのはどこかということでございますが、先ほども申し上げましたが、中山等に置いてありました流用土を使用しているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今2時になりますから休憩して、どこから持ってくるか分からないような御答弁でしたけれども、資料に基づいて御答弁していただきたいと思いますのでお願いいたします。お諮りいたします。2時の休憩後に。休憩しないんですか。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は2時20分といたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時19分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 御質問のございました購入土の購入予定先でございますが、業者名は申し上げられませんが、戸倉地区から購入する予定としてございました。それと、流用土の搬出先でございますが、中山、牧田などから運搬をしておるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ありがとうございます。購入土ということなので、戸倉から予定しているということなんですけれども、距離も結構あるので、戸倉から歌津まで運ぶので、それも当初の設計ですと加算になっているかと思うんですけれども、戸倉地区に今折立に大分残土がありますけれども、あれは今後使う予定があるのか。そしてまた、あのままでおくのか。そして、今民間が戸倉地区から……。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、今4回目なんです。さっき答弁できなかった分を答弁したから、それについてだから許可したんですけれども、また別なほうに入っていったんでは駄目ですよ。

○8番（及川幸子君） はい。残土の分は変更いたします。戻りまして、購入土ということなんですけれども、当初からこれは購入土ということなんですけれども、ここに来て流用土、中山と牧田から持ってくるということになったんですけれども、それまでの間、もちろん6,000万円も減額になるからいいんですけれども、最初からこれは見込みが購入土でなく流用土として見込みができなかったのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当該工事は、いろんな工事合冊、合算でやってございますが、メインは災害復旧工事でございます。災害復旧工事でございますので、セオリーとすれば、土については購入土を見るというのはセオリーでございます。工事を進める中で使える土があるということが分かったことから購入土を流用土にしたということでございます。最初から流用土ということで見積もっておって土質が悪かったということになりますと、また増額ということになりまして、また国のほうからお金をいただきたいという協議が発生しますので、セオリーはやはり購入土がセオリーでございます。

○議長（星 喜美男君） 11番三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 田の浦漁港の防潮堤、ようやく立派に出来上がりました。質問なんですけど、あそこに川がありまして、排水路を新しく造ったわけでありまして。これまで震災前ですと、直接真っすぐに海のほうに流れる排水路だったんですが、防潮堤ができたために防潮堤

なりに長い距離の排水路が設置されたわけでありまして。その後、何と申しますか大きさですね、排水路の高さもあるし幅も大きいと。地元の方々からも建設課長のほうに多分その部分に蓋をかけてくれないかという要望がなされているかと思いますが、なかなかかけてもらえないというお話でした。

と申しますのも、お年寄りが誤ってあそこに落ちた場合、一人では上がることはできません。私も現場に行って見せてもらいました。元気のいいお年寄りはいままあ大丈夫かなと。言葉が悪いんですが、徘徊される方もおられます。その方々から、もし何か事件、事故があった場合に町のほうで補償してくれるんでしょうねという話までされております。そういったことで、やっぱりグレーチングなりなんりの手当てと申しますか、蓋を転落防止というわけではないでしょうけれども、そういった類いの工作をする必要があるというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、本日ちょっとその件に関しましては確かに地区のほうから要望がございました。それで、やはり大型水路ということで、議員おっしゃるとおりでございまして、蓋をかけるというのなかなか難しいということもございまして、災害復旧事業ということもございまして、それで蓋ではないんですが、水路の両サイドですか、ガードレール、防護柵等で一応囲わせていただきたいということで地区のほうとは御協議をさせていただいて、了解を得たということで報告を受けてございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 蓋の代わりになる転落防止ですね。それはガードレールのようなものでやるという話をされたんですね。そこなんです。できれば、やるのであれば早めにやっただいて、事故が起きる前に。万が一何かあった場合のあそこの管理というのは町だと思っております。そのときに賠償責任請求などが来たんでは大変なことになると思いますよ。ですからお話をさせていただいているんですけれどもね。早めに、いつ頃の予定で考えていますか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 設置時期については、ちょっとすみません、後ほど確認はいたしますが、田浦防潮堤工事につきましては一応今月中に終わる予定としてございますので、今月中には設置できるかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 購入土から流用土へ変更ということで説明があるんですけれども、工事

で使う土全部を購入土から流用土に変更になったのか。その点、1点確認と、あと前議員も言ったんですが、流用土にした仮置き残土、町内にあるわけなんですけれども、現在どれぐらい、もしこの場でお分かりでしたら、その残土仮置きの分があるのか。その点、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回の工事の盛土につきましては、ほとんどといいますか、大部分が流用土に変更しているということでございます。それとあと、その残土について今から使う見込みがあるのかというお話でございますが、これはさきの議会でも何度か同じような御質問がありましてお答えをしているところでございますが、現在のところ今防潮堤工事として残っておりますのは水戸辺、それと田の浦でございます。こちら間もなく完成ということでございまして今、約でございますが7万立米ぐらいの土が余剰分としてあるというような状況でございますが、現在のところその余剰分をどこでどういうふうにとというような具体的な計画はございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 購入土から流用土へほぼほぼ全部使ったということで分かったんですけども、そこで仮置きの残土の今後の活用なんですけど、例えば新たな復興工事じゃなくて、町でほとんど復興事業が終わってハードは終わったという町長の答弁も度々あるんですけども、今後また何かのあれで工事が発注になった場合に、こういったやつは積極的に活用できるのか、していくつもりなのか。その辺、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今のところ具体の事業というのは決まっておりますが、当然ながらその状況に応じて、その事業の種別にもよりますが、あと運搬、あとは購入という部分もございまして、費用対効果という話も出てまいりますので、そういったものがクリアできるのであれば極力使っていきたいと思っておりますし、御入り用な県とか国とかで万が一欲しいんだということであれば、使っていただくというふうを考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第25号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第25号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第25号工事請負変更契約の締結について御説明を申し上げます。

本案は、令和2年度泊浜地区外1地区避難路等整備工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案書17ページとなります。議案第25号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

契約の目的、令和2年度泊浜地区外1地区避難路等整備工事でございます。

契約金額、変更前1億1,747万100円、変更後1億797万3,800円、949万6,300円の減でございます。

契約の相手方は、山庄建設株式会社でございます。

議案関係参考資料22ページをお開きください。

こちらのほうには変更の主な内容を記載してございます。2号避難路におきまして、計画変更に伴い避難路の延長が28.4メートルほど減になったというものでございます。

23ページにはその位置図を添付してございます。こちらはちょうど泊浜の墓地に行くところでございますが、当初はGLから上まで上げるという予定をしてございましたが、地区、あとは県との協議によりまして、県で造りました防潮堤の天端から墓地のほうに避難できるようにしたということでございまして、延長が短くなったことによる減ということでございます。

あと、同じ工事でございますが、24ページには伊里前地区の工事概要を掲載させていただ

てございます。

25ページには、工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ちょっと資料の確認をお願いしたいんですけれども、23ページの2号避難路となっているんですけれども、次のページ、24ページで1号避難路となっているんですけれども、これは同じ線なんですか、別の線なのか。確認をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 23ページは泊浜地区、24ページは伊里前地区でございますので、それぞれ1号とか、同じ番号がちょっと振られておりますが、地区ごとにとということで御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにもございますか。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。1点お伺いします。

泊浜の避難所に安全施設照明灯1灯、これが設置になるわけですけれども、地元民の人たちからここの漁港に震災前から2灯あったという話があるんですけれども、その辺、課長は地元民の漁民の人たちから聞いているかどうか。

そしてまた、ここは2種漁港なので、それが県管理になるのか、町の管理でもしつければなるのか。現在はないような状況なんですけれども、その辺確認しているかどうか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今の前2灯あったんだけど今はないという話は、大変恐縮でございます、今初めてお伺いをしました。

それとあと、2種漁港でございますので管理は県でございます。それと避難路、それと集会所にも確かにソーラー照明がついてございますが、それらの設置場所等につきましては、地区との協議の上で設置場所を決めてございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） これはこれから設置になると思うんですけれども、現在あそこに、2種漁港なんですけれども、震災前からあった照明灯がない状況なんです。その辺、今後県のほ

うと協議していただけるのか。県が管理だから、漁港事務所に話したら、町さんにも関係があるからというようなこと言われたんです。その辺の確認方、県との確認方お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まずはそういうお話であれば、地区のほうにどこにというのは、まずそれが分からないと県のほうに御相談のしようもございませんので、その辺はちょっと地区の代表の方に御確認をさせていただいた上で、県のほうには要望等をしてまいりたいと思います。もしかすると県のほうで町のほうでも負担金みたいな話で考えているので、及川議員が行ってお話をされたときに町のほうというのは、もしかするとそんなことも想定されるのかなと、今勝手な想像ではございますが思っております。

そういうことであれば、県の2種漁港だから町は知りませんということは申し上げませんので、当然そういう話があるのであれば、地区の代表者さんのほうに状況をお伺いした上で、あと場合によっては農林水産課のほうと連携の上、振興事務所にまずはお願いをしてみるところという方向で進めていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですね。ほかにはございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第26号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第26号財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第26号財産の取得についてを御説明申し上げます。

本案は、スポーツ交流村フロアシート等の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、細部説明を行います。

議案関係参考資料の26ページをお開きください。

業務名は、スポーツ交流村フロアシート等購入業務でございます。

業務内容については、ビニールフロアシートほか記載のとおり物品を、経年劣化が進んだことから買い換えるものであります。見積執行の結果、消費税込みで759万7,568円となったものであります。

その他は記載のとおりでございます。

次ページに物品売買仮契約書を添付しておりますので、御参照ください。

以上、細部説明といたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。

まず、ただいま局長の説明ですと、経年劣化ということなんですけれども、このフロアマット、これは何年に買ったもので、全部が使用できない状況なのか。その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 平成9年度にここを施設整備したんですけれども、そのときに買ったフロアシート等でございます。一部は使えるものは使いたいというところで、全部を入れ替えるわけではないんですけれども、一部は歩行しない、例えば大型機械を置くですとか、そういうところに使用したいというふうに考えています。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 平成9年ということですので、大分年数もたつて劣化が激しいのかな、全部でないけれども劣化が進んで取り替える時期なんだということは分かりました。そこで、随意契約となってますけれども、株式会社三英さん、随意契約としたその理由ですね。その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 今、先ほど申し上げましたように、一部を引き続き再利用というか、引き続き使うということにしておりますので、今後も併用する形になります。

そうしますと同じものを購入する必要があるため、スポーツ交流村の施設の整備当時にこの施設備品を製造し、納入した業者に限られることからということで、契約の性質が競争入札に適しないということから随意契約ということになったものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今お伺いしますと、当初もこの業者だったからということなんですけれども、このビニールフロアシートって特殊なものではないと私は解しますけれども、随意契約したというのはちょっとどういうものかなという、私的には疑問が残るんですけれども、ただその当初からこの業者で買ったから同じものということなんですけれども、会社、これはそこにしかないものではないと思われましてけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） おっしゃるとおりなんですけれども、そのメーカーによって使っている部品がちょっと違ったりとかそういう部分もありまして、このビニールフロアシート自体だけでしたらいいんですけれども、同じように例えば今回敷くときに、補助具として敷く際にも力をそんなに使わなくても敷けるような商品も一緒に買ったりします。そういうところの部品がちょっとメーカーさんによって違って、今使っているものと今度新しく購入するものでは違いが生じると、使用するとき大変不便な状況になってしまいますので、そういう同じメーカーから購入という形になりました。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第27号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第27号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第27号町道路線の変更について御説明申

し上げます。

本案は、清水浜地区における町道路線の起点位置に変更が生じたことから、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案書は19ページとなります。議案第27号町道路線の変更について細部説明をさせていただきます。

路線番号30111、路線名、阿曾線でございます。起点位置の変更でございます。

変更前、清水浜5番地先、変更後、清水浜29番1地先でございます。それに伴いまして、延長が、変更前185.5から、変更後234メートルに変更となるものでございます。

議案関係参考資料28ページをお開きください。

こちらのほうには位置図を添付してございます。青線が旧路線でございます。赤線が変更路線でございます。

続きまして、29ページのほうには平面図、起終点などは延長、幅員それぞれ掲載をさせていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第28号 字の区域の変更について

日程第13 議案第29号 字の区域の変更について

日程第14 議案第30号 字の区域の変更について

日程第15 議案第31号 字の区域の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第28号字の区域の変更についてから日程第15、議案第31号字の区域の変更についてまで。

お諮りいたします。以上4案は関連がございますので、一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本4案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました、議案第28号から議案第31号までの字の区域の変更について御説明申し上げます。

本案は、県営土地改良事業の施行後の地形地物に合わせて字の区域を変更したいことから、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、議案第28号から議案第31号まで字の区域の変更4案について細部説明をさせていただきます。

議案書は20ページ、議案関係参考資料は30ページからになります。

本4案につきましては、いずれも県営土地改良事業である農山漁村地域復興基盤総合整備事業において、議案第28号では泊浜工区、議案第29号では西戸川工区、議案第30号では在郷工区、議案第31号では廻館工区の字の区域について、換地処分後の地形地物に合わせて字の区域を変更するものでございます。

まず、議案第28号、泊浜工区については、議案書21ページの変更調書のとおり、歌津字大磯の記載地番を大沼に編入するもので、議案参考資料の30ページに位置図、31ページに平面図、32ページに区域詳細図を添付してございます。

なお、32ページで御説明しますが、青色の破線の変更対象字界になります。赤の実線が新しい字界となります。以降、全ての議案で同様の記載とさせていただきます。

次に、議案第29号、西戸川工区につきましては、2つの区域について変更を行うものでございます。議案書23ページ、変更調書を御覧ください。変更調書の戸倉字館の下から、中段に

ございます、戸倉字田子沢への編入までが1つ目の変更点になります。戸倉字日向から以降が2つ目の区域の変更となります。

議案関係参考資料でいきますと、33ページの位置図で、上段が1つ目の変更区域、下段の円が2つ目の区域となります。1つ目の区域の平面図は34ページに、区域詳細図が35ページ、2つ目の区域の平面図は36ページ、区域詳細図が37ページというふうになります。

次に、議案第30号、在郷工区につきましては、議案書25ページの変更調書のとおり、戸倉字綱木沢と門内の間で区域の変更を行うものでございます。

同様に、議案関係参考資料の38ページに位置図、39ページに平面図、40ページに区域詳細図を記載してございます。

最後に、議案第31号、廻館工区につきましては、こちらも2つの区域について変更を行います。議案書27ページ、変更調書の、こちらは編入される区域の中の志津川字廻館から廻館前、ここまでが1つ目の編入ということになります。それ以降、次ページまでが2つ目の変更の区域というふうになります。

議案関係参考資料ですと、41ページに位置図がございまして、上段が1つ目の区域、下段が2つ目の区域ということになります。1つ目の区域の平面図は42ページに、区域詳細図が43ページ、2つ目の区域につきましては44ページに平面図、それから区域詳細図が45ページということになってございます。

なお、いずれの効力の発生は、地方自治法施行令の規定に基づきまして、土地改良法の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。1点お伺いします。

参考資料の31ページ、平面図が出ておりますけれども、泊浜の分です。大沼工区の分ですけれども、この県道を挟んで左右とあります、大磯分が。左の分のこの点線で囲んだ分が大沼囲いになるということですのでよろしいでしょうか。県道を挟んで左の点線の分が大沼に入るんですよと。赤の部分から左、その解釈でよろしいでしょうか。その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では、その下に田の頭の分あるんですけれども、道路の地形と合わない青い線があるんですけれども、現境ということで、これは道路なりに行かないで、ここに田の頭の118の6、青い線で食い込んでいるんですけれども、これはそこには手をつけないということによろしいでしょうか。道路で買収はされなかったのか、これだけ残っているのか。田の頭字に変に食い込んでいるので、その理由をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今回の字の変更に関しましては、あくまで土地改良法に基づく、要は圃場整備に係る字の変更でございますので、議員おっしゃったような田の頭の部分に関しましては従前からの境ということですので、そこは今回の変更には関係ないというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） もう一点、施工月日が何かこの工区の時期に遡るようなんですけれども、その辺もう一度詳しくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 先ほども最後に御説明させていただいたんですが、効力の発生は、土地改良法の規定によりまして、換地処分公告のあった日の翌日から生じるということになりまして、現在の見込みでは令和5年の2月に見込んでいるという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第28号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第32号 南三陸町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議案第32号南三陸町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第32号南三陸町過疎地域持続的発展計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、令和3年9月に策定いたしました南三陸町過疎地域持続的発展計画の一部を変更したいことから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、議案第32号南三陸町過疎地域持続的発展計画の変更について細部説明をさせていただきます。

議案書は29ページ、議案関係参考資料は46ページから48ページまでとなります。

本案につきましては、町長提案理由で申し上げましたとおり、令和3年度の9月会議において議案第34号で御決定をいただきました南三陸町過疎地域持続的発展計画につきまして、そ

の計画書の第9の教育の振興中、3、その対策、教育振興の対策に社会教育施設の整備事業を追加したいと。当該整備事業を追加いたしまして、その整備事業に過疎債の充当を可能とすべく計画の変更を今般し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づきまして、議会の議決に付すものでございます。

変更内容につきましては、議案関係参考資料46ページからの新旧対照表にて御説明をさせていただきます。

まず、現行の3、その対策というのは、生涯学習の振興の文末にありますとおり、学習機会の充実を図る、いわゆるソフト事業を想定したものでございますが、今般ハード事業へも対応できるように変更できるように、変更後において施設の整備を行う旨を追加したいというふうに考えてございます。

次に、47ページでございます。

4、計画の事業計画に対象事業として、事業名(3)集会施設、体育施設等、具体には体育施設ということになりますが、事業内容といたしまして社会教育施設整備事業を追加し、48ページになりますが、5、公共施設等総合管理計画との整合においても、社会教育施設の施設整備を追加するものでございます。

なお、今変更に伴いまして、先ほど過疎債を充当すると申しましたが、具体的な事業につきましては令和4年度当初予算に予算計上済みでございますスポーツ交流村施設整備工事、予算額1,388万円を予定しているところでございます。

最後に、本計画の変更に当たり、市町村計画の策定の前提でもあります、宮城県が策定いたしました宮城県過疎地域持続的発展方針というのがございまして、これとの整合につきまして事前協議を行いましたところ、8月17日付で異議のない旨回答をいただいているということを申し添えさせていただきます。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番(及川幸子君) 1点お伺いいたします。この参考資料の48ページです。ただいまの説明の中で、社会教育施設のスポーツ交流村1,300万円、これ施設整備をしたいということなんですけれども、この内容をもう少し詳細に御説明願います。

○議長(星 喜美男君) 企画課長。

○企画課長(佐藤宏明君) 先ほど申しました、当初予算で予算措置をしていますスポーツ交流

村整備工事の概要につきましては、今般その予算額の中で一番大きなウエートを占めるのが防犯、いわゆる監視カメラの更新をしたいということと、次に外部、外の床タイルの修繕を行いたいという内容の予算というふうに伺ってございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 外構の床材というかタイルなんですけれども、やはりあそこに行ってみても、ちょっとずれたりして危ないなという面がありますので、それは重々承知しておりますので、それから防犯カメラなんですけれども、死角にならないような角度で何台か設置するかと思うんですけれども、何台ぐらい設置するのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） カメラの設置台数までのちょっと資料を持ち合わせていないんですけれども、画面的には12画面を防犯カメラで常時事務室で監視できるようなシステムというふうになっています。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今、そうですね、田舎だからって安心してられないので、12画面が出るということは四隅ほとんどできるのかなと思われまして、その辺充実していただきたいと思うんですけれども、事故などのためにも監視体制をしっかりともらいたいんですけれども、あそこは9時まで使用できますけれども、あそこの人たちが帰るまではそのモニターを見られるんですけれども、その時間帯というのは午前何時から終了の時間帯、何時なのかお伺いいたします。もちろん、月曜日ですか、お休みのときは使用されないわけですが、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 防犯カメラの稼働時間については、24時間ではないかなというところなんですけれども、確認できるものが今ちょっと持ち合わせてないので申し訳ありませんけれども、防犯上必要な部分で、それを賄える条件のものを設置する予定でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今回の改正で施設も整備できるようになったというそういう改正のようなんですけれども、そこで伺いたいのは、こういった生涯学習、社会教育において今後新たな施設等を整備する必要があるかどうか、そういった認識があるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 今般の計画で社会教育施設という定義をしましたので、当該施設に過疎債を充当して施設を整備したいということは可能になるということでございますので、今後の中でそのニーズが生じてくれば、財源の手当てとして有効な手段になるんだろうというふうに想定してございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 計画云々よりも、将来的にはこういったやつを活用して、新たな形での施設が整備できるということによろしいのかどうか、再度伺いたいと思います。なお、ベイサイドのような大きな施設ではなくて、もっとこう生涯施設では結構球場とか、そういった大きい施設に予算が多く投入されていますが、もっとこう、何ですか、ゆるスポーツのような形でできる施設も必要だと思うんですが、そういったやつもおいおい活用できるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 先ほど説明の中で若干触れさせていただいたんですが、生涯学習の分野という位置づけでもソフト事業という対応も当然できますし、今回ハード事業分という位置づけをさせていただきますので、両面から今後は財源充当という手段として検討できるというふうに認識してございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会することとし、明9日午前10時より本会議を再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することとし、明9日午前10時より本会議を再開することといたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時08分 散会